

ご説明資料

令和5年2月

1. 審査講評案に向けた認識整理について

審査講評案に向けた認識整理について

評価基準(配点)
①IR区域全体のコンセプト(30点)
②IR区域内の建築物のデザイン(30点)
③IR施設の規模(10点)
④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード(30点)
⑤MICE施設の規模(20点)
⑥MICE施設の機能・設備等(50点)
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等(50点)
⑧魅力増進施設(50点)
⑨送客施設(50点)
⑩宿泊施設の規模(20点)
⑪レストラン等の付帯サービス(10点)
⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)
⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設(30点)
⑭カジノ施設のデザイン・配置(20点)
⑮IR区域への交通利便性(5点)
⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)
⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)
⑱地域経済への効果(50点)
⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)
⑳IR事業者等の事業遂行能力(50点)
㉑財務の安定性(50点)
㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)
㉓地域との良好な関係構築のための取組(50点)
㉔カジノ事業の収益の活用(50点)
㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(150点)

評価基準25

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
25. 依存症 対策等のカ ジノ施設の 設置及び 運営に伴う 有害な影 響の排除 (150点)	最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置についてIR事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。	①カジノ施設の特徴(設備、構造、サービス)、業務の実施体制及び実施方法 ②IR事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針 ③「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出(実測値及び将来目標) ④依存症対策項目の具体的内容 ⑤カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容 ⑥犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目(例えば、来訪者による迷惑行為への対策等)の具体的内容 ⑦カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策	なし	・方針について、以下①、②で例示する観点など、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考にしつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①依存症対策</th><th>②依存症対策以外の対策</th></tr><tr><td>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。</td><td>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。</td></tr></table>	①依存症対策	②依存症対策以外の対策	(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。	(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。
①依存症対策	②依存症対策以外の対策							
(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。	(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。							

5

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<認識整理>

- 全般的に行政・IR事業者双方が相応の予算を計上し、大阪府・市の取組としては、全国初のギャンブル依存症対策条例を制定の上での支援拠点「(仮称)大阪依存症センター」の新規設置等による普及啓発、相談・回復支援、関係機関との連携体制の強化、IR事業者の取組としては、ICT技術等と対人での顧客サービスを組み合わせつつ、MGMが長年積み上げてきた経験やデータ、最新の知見やベストプラクティスを踏まえて、従業員研修を含む様々な対策が計画されている点は評価できるが、**大阪府・市による大阪府外からの来訪者に対する配慮を意識した近隣地域との連携を含め**、これらが実効性を持って取り組まれることが必要である。
- 特に、大阪府・市の取組について、依存症にならないための予防的な取組や、早期発見・家族以外の第三者も含めた早期介入の体制構築がより重要であるところ、各取組の達成目標をもった若者への啓発・教育が構想されているが、若者以外も含めた実効性のある早期発見・早期介入のための取組の具体化が必要である。
- IR事業者による取組について、電子ゲーム機の台数が諸外国のIR施設と比較して多いが、計画では電子ゲーム機に特化した対策の記載は見受けられず、具体的な検討が必要と考えられる。**この点、IR事業者は、海外においてカジノ等でギャンブルに用いられる電子ゲーム機には依存性が高い可能性があるという見解も存在することを認識し**、今後、有効性・実効性のある対策を検討していく予定であるが、研究や専門家との連携を通じてその懸念を踏まえた検討をしっかりと進めていくことが求められる。**また、カジノ施設でのアルコール提供に関し、依存症への悪影響が懸念される飲酒を伴うギャンブルのリスクを幅広く伝える啓発上の工夫も求められる。**
- ギャンブル等依存が疑われる者等の割合については、カジノ以外のギャンブル等を含めて、実測値から低減を目指すとしている前向きな姿勢がうかがえる。その実現性については不明瞭さが残るものの、今後の割合の調査結果を踏まえてIR事業者がカジノに係る依存症対策の有効性・実効性の検証を行うこととしており、PDCAサイクルを確実に実行し、大阪府・市とIR事業者双方で割合の低減の実現性を高めていくことが重要である。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<認識整理>

- 依存症対策以外の取組については、IR事業者は、「カジノ施設及びIR区域内の監視、警備体制」として、顔認証システム、画像解析システム等の先進的な技術を活用したものとなっているほか、24時間・365日体制の総合防災センター、IR区域内のサブセンターの設置、防犯関連資格保有者の配置、専門家を活用した従業員への教育、警察等と連携した防犯訓練の実施等を図るほか、防犯・青少年の健全育成等に係る取組を含めて、必要となる人員・予算を十分確保した計画になっているとうかがえる。
- また、都道府県等は、「犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成対策」として、夢洲内に警察署等の設置や、大阪府警察の警察職員の増員を図り、IR事業者や関係機関等との緊密な連携協力を計画になっているとうかがえる。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- 全般的に行政・IR事業者双方が相応の予算を計上し、大阪府・市の取組としては、全国初のギャンブル依存症対策条例を制定の上での支援拠点「(仮称)大阪依存症センター」の新規設置等による普及啓発、相談・回復支援、関係機関との連携体制の強化、IR事業者の取組としては、ICT技術等と対人での顧客サービスを組み合わせつつ、MGMが長年積み上げてきた経験やデータ、最新の知見やベストプラクティスを踏まえて、従業員研修を含む様々な対策が計画されている点は評価できるが、**大阪府・市による大阪府外からの来訪者に対する配慮を意識した近隣地域との連携を含め**、これらが実効性を持って取り組まれることが必要である。

大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例(2022年10月26日 成立)

大阪府条例第五十九号

大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 ギャンブル等依存症対策推進計画及び基本的施策(第七条―第十一条)

第三章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部(第十二条―第十五条)

附則

競馬、競輪、競艇、オートレースといった公営競技やパチンコ等は、府民生活に楽しみをもたらす一方、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、ギャンブル等依存症に陥る府民も少なくない。

ギャンブル等依存症は、多重債務や失業といった経済的問題、うつ病の発症といった健康問題、それらに伴う家族の問題、学生等における学業の中断といった問題によって日常生活や社会活動に支障を生じさせ、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会的問題を引き起こしている。

さらには昨今、海外インターネット経由のオンライン・カジノの増加や、公営競技がスマートフォン等によって手軽に利用できることにより、ギャンブル等依存症の問題がより拡大し、深刻化する傾向にある。

ギャンブル等依存症は、誰もが陥る可能性のある精神疾患であるということを私たち一人ひとりが認識し、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が、安心して相談し、治療を受け、そして、社会に復帰することができるようにならなければならない。

そのためには、府のギャンブル等依存症対策をさらに進めるとともに、国、府、市町村、医療機関、関係機関、自助グループをはじめとする民間団体等の間における連携をさらに強化する必要がある。

こうした理解の下に、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、府民が安心して、健康的に暮らせる社会の実現をめざして、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号。以下「法」という。)で定めるもののほか、府が実施するギャンブル等依存症対策に関し基本となる事項を定めることにより、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

○大阪府・市によるギャンブル等依存症対策

<区域整備計画 抜粋>

カジノ施設の設置及び運営に伴い、適切な対策を講じなければ、ギャンブル等依存症である者の増加が想定されることから、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組みを進めるとともに、IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置と連携して、依存症対策に取り組んでいく必要がある。

(1) 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み

- ・ 総合的なギャンブル等依存症対策を推進するための支援拠点として、令和2年度に、予防・相談支援、人材育成及び連携体制の確保等を総合的に行う「依存症総合支援センター」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター」が連携することにより、大阪依存症包括支援拠点(OATIS: Osaka Addiction Treatment Inclusive Support)を形成した。
- ・ 今後、より多くのギャンブル等依存症に悩む人が気軽に相談等の必要な支援を受けることができるよう、交通至便な場所にワンストップ支援拠点(「(仮称)大阪依存症センター」)を設置する等、IR開業に向け、新たな支援拠点を中心とした総合的な支援体制の強化・拡充を図る。
- ・ 「(仮称)大阪依存症センター」においては、医師、相談員、心理士など多職種による相談と合わせて、自助グループや司法書士等の関係団体による相談をワンストップで提供することで、相談者の抱える様々な問題の整理と支援の方向性を検討し、必要に応じて身近な地域のサービスにつなぐとともに、依存症対策の企画立案、調査・研究、普及啓発、人材確保等を行う。
- ・ 地域においては、関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター(OAC)により、総合的な支援を行う。

<質問回答 抜粋>

問 有害影響排除対策について、大阪府以外の近隣地域との連携方針をどのように考えているのか。

関西広域連合(※)では、関西圏を4次医療圏と定め、関西広域救急医療連携計画を策定しています。当該計画では、依存症対策に関し、先進的な取組みや関係機関との連携強化の事例について情報共有を始めとした連携を掲げており、大阪府・市として、広域医療連携の中でIR事業者と連携した取組み事例等についても情報共有することなど、大阪府以外の隣接地域も含めた広域での依存症対策の連携を深めています。

※関西広域連合:救急医療の連携や防災等の府県域を越えた行政課題に取り組むこと、および国の出先機関の受け皿となって地方分権を推進させることを目的として、関西の2府5県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)が地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体(広域連合)。現在は奈良県及び4政令指定都市(京都市、大阪市、堺市、神戸市)が追加で加盟し8府県4政令指定都市にて構成。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

〇IR事業者によるギャンブル等依存症対策

<区域整備計画 抜粋>

カジノ施設の利用に伴うギャンブル等依存症の発生、進行、再発を防止するため、以下のとおり、最先端のICT技術等と、人と人とのふれあいを大切にする顧客サービスを組み合わせつつ、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策を行う。

<質問回答 抜粋>

- ・「最先端のICT技術等と、人と人とのふれあいを大切にする顧客サービスを組み合わせつつ、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策」は評価基準25④1. (1)及び(2)に記載のとおりですが、IR事業者独自の対策として、視認とICT技術を活用し、問題あるギャンブル行動の検知に努め、コミュニケーションスキルを身に着けた従業員による声掛けを行う等により、依存防止を図ります。
- ・MGMは、長年積み上げてきた経験やデータの蓄積に基づき、問題のあるギャンブル行動に関する詳細な知識と対応方法を身に付けた従業員の視認により、その兆候の発見と予防に努め、有害な影響の排除に努めてきました。従業員の視認は、問題のあるギャンブル行動の兆候を示す顧客への初動対応であり、ICT技術等の活用を含めたさらなる対策の導入で補完することを想定しています。現在、MGMでは最先端のカメラシステムや顔認証システムなどのICT技術の研究を行っており、それらの技術、あるいはその応用技術が、問題のあるギャンブル行動の兆候の発見に活用できる可能性があります。
- ・また、問題のあるギャンブル行動を行う顧客に対しては、その方のスティグマを刺激しないよう、また、冷静さを失った顧客や負け追いが続く顧客など、顧客の態様や感情に応じた適切な声掛けを行うことにより、問題のあるギャンブル行動を繰り返すことを防ぐ対応に努めます。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- ・ 特に、大阪府・市の取組について、依存症にならないための予防的な取組や、早期発見・家族以外の第三者も含めた早期介入の体制構築がより重要であるところ、各取組の達成目標をもった若者への啓発・教育が構想されているが、若者以外も含めた実効性のある早期発見・早期介入のための取組の具体化が必要である。

<区域整備計画 抜粋 p.171>

大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み

事前(発生抑制策)

相談支援体制の強化【Ⅱ】

- ・ 相談拠点における相談員、多重債務等様々な相談窓口担当者等に対する研修や事例検討の実施によって、ギャンブル等依存症についての知識・対応力向上を図る。
- ・ 府内市町村における依存症専門知識のある精神保健福祉士・心理士等の確保を支援する等、相談体制の整備を支援し、依存症に悩む人が身近な場所で相談対応が受けられる体制を強化する。

<ヒアリング(大阪府・市)>

体制の構築における介入の考え方

- ・ 介入に当たっては、相談担当者が、相談に来た者がギャンブルの問題を抱えていることを早期に発見できるよう、担当者が早期に発見する力や介入できるスキルを身に付けられるよう教育を行い、町医者においても依存症者の対応が可能となるよう、連携していく。ギャンブルの問題は多岐に影響しており、依存症の窓口だけではなく、生活相談、消費相談、女性相談、DV相談といった窓口にもギャンブルの問題を抱えたものが来訪することを想定し、こういった窓口担当にも教育を行い、ギャンブルを抱えている者を早期に発見できる体制を整える。
- ・ 高校における予防啓発の取組を通じて、教員にも研修等教育を行い、問題がある場合には介入ができるようにしていきたい。
- ・ 大阪アディクションセンターを通じて、司法や金融機関とのネットワークをつなげていきたい。指摘のとおり、依存症には様々な要因があり、様々な方面への悪影響が生じる可能性があるため、それらを踏まえた対応が必要になると認識している。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<ヒアリング時確認資料：大阪府・市の達成目標と取組 抜粋>

大阪府市のギャンブル等依存症対策の強化

【第2期大阪府ギャンブル依存症対策推進計画の概要について】

目標	取り組み概要
【若年層を対象とした予防啓発の強化】 ◎ 高等学校等における啓発予防等授業の実施率100% ◎ 教員向け研修会の参加者100名以上	◆ 児童・生徒への普及啓発 ➢ 高等学校等の生徒を対象とした予防啓発のための授業等を実施【拡充】 ➢ 高等学校等の教員向けに、補助教材を作成【新規】 ➢ 高等学校等の教員向けに、研修を実施 ➢ 相談拠点において、小・中・高等学校等の協力のもと、発達段階に応じた予防啓発を実施 ➢ オンラインカジノは違法であることを周知【新規】 ➢ 公営競技におけるインターネット投票に関する注意喚起等を実施【新規】 ◆ 大学・専修学校等への普及啓発 ➢ 大学・専修学校等の教員を対象とした研修を実施 ➢ 大学・専修学校において、予防啓発を実施 ◆ 若年層にかかわる機会がある人々への普及啓発 ➢ 青少年指導員等を対象とした研修を実施 等
【依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実】 ◎ 相談拠点機関及びSNS相談の相談数を1.5倍	◆ 相談窓口の整備 ➢ 大阪府こころの健康総合センターにおいて、第2・第4土曜日にも対応。 ➢ SNS やオンラインの活用。 ➢ 借金問題等の抱える課題に応じた専門相談など、相談窓口を充実【新規】 ◆ 本人及びその家族等への相談支援の充実 ➢ 相談拠点で本人及びその家族等への相談や訪問を実施 ➢ 相談拠点で本人を対象とした回復プログラム及び家族等を対象としたサポートプログラムを充実 ➢ 相談窓口担当者が、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、情報提供ができるよう、必要な情報を周知 ➢ ギャンブル等依存に関する問題を抱える家庭の子どものための相談窓口の情報提供を実施 ◆ 回復支援の充実 ➢ 市町村等の相談窓口担当者や自助グループ・民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症の本人の回復支援と家族等への包括的なサポートを実施 ➢ 就業定着支援を実施 ➢ ギャンブル等依存症である受刑者等に対して、退所後等の切れ目のない支援を実施

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- IR事業者による取組について、電子ゲーム機の台数が諸外国のIR施設と比較して多いが、計画では電子ゲーム機に特化した対策の記載は見受けられず、具体的な検討が必要と考えられる。**この点、IR事業者は、カジノにおける電子ゲーム機には依存性が高い可能性があるという見解も存在することを認識し、今後、有効性・実効性のある対策を検討していく予定であるが、研究や専門家との連携を通じてその懸念を踏まえた検討をしっかりと進めていくことが求められる。また、カジノ施設でのアルコール提供に関し、依存症への悪影響が懸念される飲酒を伴うギャンブルのリスクを幅広く伝える啓発上の工夫も求められる。**

<区域整備計画 抜粋>

- テーブルゲーム約470台、**電子ゲーム約6,400台**をゲーミング区域内に適切に設置する。なお、これらの台数は現時点での想定であり、ゲーミング区域の面積や顧客のニーズ等を踏まえ、変更する場合がある。

(参考) カジノ施設の特徴(電子ゲーム機の台数等)

大阪	シンガポール		マカオ	米国 ラスベガス	米国マサチュー セッツ州
	マリーナベイ	セントーサ	ベネチアン	ベラージオ	アンコール
6,400台	2,300台	2,400台	1,120台	1,415台	2,700台

<ヒアリング(大阪IR株式会社)>

電子ゲーム機の台数が多いことに対する特別な対策

電子ゲーム機の台数が必ずしも多いと考えていない。また、電子ゲーム機によって有害な影響が増すとも、必ずしも考えているわけではない。

MGMとしては、**テーブルゲーム・電子ゲームの台数の割合や構成の如何によって問題のあるギャンブル行動が増加する事例**というのは把握していないが、**そういった懸念があるということ**を認識し、**専門家の先生や今後の動向に注視しながら、ゲーミングの種類や台数、構成に限らず、依存症となる要因の適切な把握につとめ、有効性・実効性のある対策につとめて参る。**

また、多様な分野で活躍する専門家を委員として創設するギャンブル等依存症対策委員会から、IR開業後もIR事業者から独立したギャンブル等依存症対策の提言機関として、対策内容の改善等に関するアドバイスの提供を受け、依存症対策の**有効性・実効性を高めていきたい。**

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<ヒアリング（大阪IR株式会社）>

アルコール提供に関する質問回答

- MGMの社内規則においては、ネバダ州の法規制に沿った形で作成し、酩酊状態にあり正常な判断が難しい者へのアルコールの提供やゲーミングへ参加させないことを定めている。社内規定を補完するガイダンスのような文書ゲーム中のアルコール提供でどのようなことに注意すべきかを記載しており、従業員に伝えている。酔っぱらう前・後の個々の兆候などの具体例が記載されており、従業員がその教育を受けており、それに沿った対応をしている。

MGM 付属書(アルコール飲料提供 抜粋)



評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- ギャンブル等依存が疑われる者等の割合については、カジノ以外のギャンブル等を含めて、実測値から低減を目指すとしている前向きな姿勢がうかがえる。その実現性については不明瞭さが残るものの、今後の割合の調査結果を踏まえてIR事業者が依存症対策の有効性・実効性の検証を行うこととしており、PDCAサイクルを確実に実行し、大阪府・市とIR事業者双方で割合の低減の実現性を高めていくことが重要である。

<区域整備計画 抜粋 p.167>

2. 実測値及び将来目標値について

	実測値	将来目標
		2031年度(令和13年度)
ギャンブル等依存が疑われる者等の割合 (病的ギャンブラー＋問題ギャンブラー)	区域認定された年度内を目途に 測定	実測値から低減をめざす

<ヒアリング(大阪IR株式会社)>

- 大阪府・市が毎年度継続的に公表する「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の調査結果を踏まえるとともに、IR事業者での各取組・対策の有効性・実効性等を毎年度の事業評価を通じて検証しながら、継続的に有効な対策となるようアップデートしながらギャンブル依存症対策に取り組む。
- 依存症対策の検証評価を行っている事例として、シンガポールが挙げられる。シンガポールでは様々な対策が行われ、IR開業後に依存症率が減少した。IR開業後3年ごとに依存症調査が行われており、IR開業後に依存症率が減り、横ばいで推移している調査結果が出ている。日本でも依存症率調査が行われているが、世界の依存症率水準とだいたい同じものになっていると考えられる。病的なレベルでは1%未満、もう少し程度が軽いと数%の割合だと思う。現状から増やさないように、世界的な水準と同じくらいのレベルで推移し、**可能であればシンガポールのように改善できればと思う。**
- 大阪IRにおいても、今後調査する実測値に応じて対策を検証していく予定である。仮に増えた場合には、対策が十分ではないと考えられるので、対策を見直す。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- 依存症対策以外の取組については、IR事業者は、「カジノ施設及びIR区域内の監視、警備体制」として、顔認証システム、画像解析システム等の先進的な技術を活用したものとなっているほか、24時間・365日体制の総合防災センター、IR区域内のサブセンターの設置、防犯関連資格保有者の配置、専門家を活用した従業員への教育、警察等と連携した防犯訓練の実施等を図るほか、防犯・青少年の健全育成等に係る取組を含めて、必要となる人員・予算を十分確保した計画になっているとかがえる。

<区域整備計画 抜粋>

(1) 自主警備のための体制の確保

a. 事前(発生抑制策)

- 24時間・365日体制の総合防災センターを中核機能とし、防犯関連資格の保有者等を効果的に配置するとともに、最新の技術等を活用した警備システム等を導入し、事件・事故等の発生時に迅速かつ適切に対処できる警備体制を構築するほか、総合防災センターの機能喪失に備え、IR区域内にサブセンターを準備する。

(略)

IR事業者は、暴力団員等の排除やマネー・ローンダリングの防止、防犯環境の整備を図るため、防犯カメラを一体的に管理する防犯カメラシステムを構築した上で、顔認証システム、画像解析システム等の最新技術を活用することにより、以下のとおりカジノ施設及びIR区域内の監視を実施する。

(1) カジノ施設の監視

a. 事前(発生抑制策)

- 暴力団員等や20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止を徹底するため、カジノ施設及びその周辺における監視を強化する。
- カジノサーベランス部は、カジノ施設における不正な行為や盗難等の発生を抑制するため、最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備を設置した上で、以下の内容を中心に、顔認証システム、画像解析システム等を活用した継続的な監視を行う。
 - ✓ 顧客や従業員による不審な行動の監視。
 - ✓ プレイヤーのカジノ行為の分析をととした不正な行為の監視。
 - ✓ フロントや事務業務を含むカジノ施設内で行われる高額な取引等の監視。
- 不正対策のためのマニュアル「ゲームプロテクション」を策定する。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- また、都道府県等は、「犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成対策」として、夢洲内に警察署等の設置や、大阪府警察の警察職員の増員を図り、IR事業者や関係機関等との緊密な連携協力を計画になっているとかがえる。

<区域整備計画 抜粋>

大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、IR開業に伴い国内外から多くの旅行者が来訪すること等による犯罪やトラブルの増加など治安・地域風俗環境の悪化を懸念する声があることも踏まえ、犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成等に万全を尽くす必要がある。

このため、以下のとおり、**夢洲内に警察署等の警察施設を設置するとともに、大阪府警察の警察職員を増員することにより、警察力の強化を図った上で、IR事業者や関係機関等との緊密な連携協力のもと、治安・地域風俗環境対策に取り組む。**

(1) 警察力の強化

a. 警察署等の設置

- IR区域やその周辺地域等における警察力を強化するため、**IR開業に合わせて夢洲内に警察署、交番等の警察施設を設置する。**

b. 警察職員の増員

- 大阪府内の繁華街等においても国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、IR開業に向けて段階的に**警察職員を増員(約340人)した上で、夢洲内の警察署等を含む大阪府警察の施設に適正配置する。**

評価基準19

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
19. 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)	(ア)及び(イ)の効果を早期に発現することによって、訪日外国人旅行者数を2030年に6000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とする政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれることが求められる。また、このような政府の観光戦略の目標達成への貢献は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。 (※)(ア)は評価基準⑪を、(イ)は評価基準⑫を指す	①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数 ②IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 ③各事項に関する推計方法	なし	- IRを来訪する訪日外国人の旅行者数及び旅行消費額について、シンガポールIRや国内同種事例も参考にしつつ、数値の大きさのほかIR施設の早期開業などにより政府の観光戦略への貢献が十分に見込まれる計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、効果を最大化するための取組(開業時期の確実性含む)を確認しつつ、各項目の推計方法にも留意するものとする。

<認識整理>

- ・ 訪日外国人旅行者数の推計方法については、一定の理解を示せる部分もあるものの、細部の数値設定や根拠の不明瞭さが一部に見られる。特に、大阪IRがなくても大阪圏へ来訪したと想定される人数を除いた純増分については、政府の観光戦略目標達成への貢献の観点から重要となるが、その推計方法については、例えば一般・公証データに基づくような客観性ある根拠はあまり示されていない。
- ・ その上で、数字としては、大阪IRへ来訪する訪日外国人旅行者数は、約597万人（開業2年目）、そのうち純増分は約250万人と試算されており、目標達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられる。
- ・ また、上述の訪日外国人旅行者が日本滞在中に支出する旅行消費額は、約1.1兆円と試算されており、シンガポールIRと比較しても大きな数値であり、うち純増消費分は後背圏における消費のみで約3,000億円とされていることを踏まえれば、政府目標（15兆円）の達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられる。他方、これに相対するIR域内での消費発生額分は、前述の後背圏消費発生分に比べると少し見劣りするものとなっていると見受けられる。

<認識整理>

- また、当該旅行消費額の推計方法に関しては、あくまでこれまでの観光統計上の消費単価等を基本とした推計となっており、現段階で得られる情報の範囲で推計している方法には一定の理解を示せるが、IRの来訪者の様々な属性(国籍、所得層など)のことを鑑みると、開業に向けては単に観光統計に基づく推計ではないことが望まれる。今回の推計ではどの程度十分に盛り込まれているかが不明瞭な娯楽費部分の消費額計上の適切な深掘りや消費行動に伴う決済情報の活用、アンケートによる訪問場所の把握等により、来訪者・プロフィールをよく踏まえた、より実際の消費動向の把握となるように努め、政府目標への貢献を一層正しく検証できる推計となるよう、IRであることが反映された特有の推計による精緻化を進めることが必要と考えられる。
- IR区域を来訪する旅行者による旅行消費額を最大化するための取組として、MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用など実践に基づく取組が見受けられる。
- なお、2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、大阪IRの開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、工事環境等によっては、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性の記述が書かれていることは、評価上、要留意。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ・訪日外国人旅行者数の推計方法については、一定の理解を示せる部分もあるものの、細部の数値設定や根拠の不明瞭さが一部に見られる。特に、大阪IRがなくても大阪圏へ来訪したと想定される人数を除いた純増分については、政府の観光戦略目標達成への貢献の観点から重要となるが、その推計方法については、例えば一般の公証データに基づくような客観性ある根拠はあまり示されていない。

<質問回答 抜粋>

(質問)

解説資料において、カジノ事業の収益(例えば、開業3年目は約4,200億円)の根拠について、グラビティモデルを用いて来訪者数の推定を行うとともに、MGMの知見によりGGRを計算した旨の記載があるが、計算過程の詳細やその根拠が不明瞭なため、具体的な内容について補足説明を頂きたい。

(回答)

(5) 海外旅行者

① 来訪者数

- ・海外旅行者からの来訪者数をと推計しましたが、この推計はMGMの専門家の判断と経験に基づくものになります(そして、第三者のコンサルタントによって広く検証されています)。は大阪IR内に宿泊し、残りのは大阪IR以外のホテルに宿泊すると推計しました。(略)
- ・海外旅行者の来訪者数の推計では、以下の要因から影響を受けると考えています:

(略)

- ・大阪IRにとって主な海外顧客となるからは、上述の要因全てに牽引されて観光客数が増加していると考えられます。以外の国からは、カジノよりも、大規模な国際MICEイベントが新しい観光客を惹きつけることが想定されます。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- その上で、数字としては、大阪IRへ来訪する訪日外国人旅行者数は、約597万人（開業2年目）、そのうち純増分は約250万人と試算されており、目標達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられる。

<区域整備計画 抜粋 (p.133)>

① IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数及び③その推計方法

1. 国外からのIR区域への来訪者数の見込み

- IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数は、下表のとおり開業3年目期には約629万人の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人の約10%を占め、政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれる。

<解説資料 抜粋> 解説-評価18-2_地域経済への効果、2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献についての解説資料

- IR区域への来訪者（訪日外国人旅行者及び国内旅行者（宿泊））のうち、純増分（大阪IRがなくても来訪したと想定される人数を除いた分）については下表のとおり（事業計画より設定）。

I R区域への来訪者数（訪日外国人旅行者及び国内旅行者（宿泊））

		第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者 (万人)	純増分	96	237	250
	それ以外	145	360	379
	合計	241	597	629
国内旅行者(宿泊) (万人)	純増分	46	114	121
	それ以外	61	150	158
	合計	107	265	279

※端数処理のため、上記合計は各項目の合計と異なることがある

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- また、上述の訪日外国人旅行者が日本滞在中に支出する旅行消費額は、約1.1兆円と試算されており、シンガポールIRと比較しても大きな数値であり、うち純増消費分は後背圏における消費のみで約3,000億円とされていることを踏まえれば、政府目標(15兆円)の達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられる。他方、これに相対するIR域内での消費発生額分は、前述の後背圏消費発生分に比べると少し見劣りするものとなっていると見受けられる。

<区域整備計画 抜粋 (p.133)>

1. IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定

- IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額(IR区域を来訪する訪日外国人旅行者(約629万人)が、日本滞在中に支出する消費総額)は、下表のとおり開業3年目期には約1兆1,600億円の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行消費額15兆円の約8%を占め、同目標達成への貢献が見込まれる。

【図表2：IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額】

IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (開業3年目期 第10期)	億円	11,570
--	----	--------

<(参考)シンガポールIRへの旅行消費額(推計値)>

	2012年 (開業3年目)	2014年 (開業5年目)
② IR区域を来訪する訪星外国人旅行者による旅行消費額 (IR区域内+IR区域外)	約5,678億円	約7,551億円

注)シンガポール政府観光局の統計資料をもとに算出した推計値

注)通貨レートは「2012年: 1ドル=65円」、「2014年: 1ドル=84円」として計算

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

<解説資料 抜粋>

- ・ 以上で算出した後背圏単価(1)、後背圏単価(2)②、I R区域内単価③を合算することで、各旅行者の消費単価を算出した。算定プロセスの詳細については、別添資料(1)「消費額単価の算定結果(詳細)」を参照。

考え方

【第8期】

(単位:円)

後背圏単価(1)	後背圏単価(2)② I R区域内単価③	後背圏(I R区域外)単価		合計
		後背圏単価(2)② I R滞在日程内	後背圏単価(1) I R滞在日程外	
訪日外国人旅行者	56,970	27,988	98,406	183,364
国内旅行者(宿泊)	32,374	12,663	27,512	72,549
国内旅行者(日帰り)	19,461	0	12,054	31,515

【第9期】

(単位:円)

	I R区域 内単価③	後背圏(I R区域外)単価		合計
		後背圏単価(2)② I R滞在日程内	後背圏単価(1) I R滞在日程外	
訪日外国人旅行者	57,295	27,988	98,406	183,689
国内旅行者(宿泊)	32,559	12,663	27,512	72,734
国内旅行者(日帰り)	19,497	0	12,054	31,551

【第10期】

図表5

図表8

(単位:円)

	I R区域 内単価③	後背圏(I R区域外)単価		合計
		後背圏単価(2)② I R滞在日程内	後背圏単価(1) I R滞在日程外	
訪日外国人旅行者	57,597	28,041	98,273	183,911
国内旅行者(宿泊)	32,624	12,663	27,512	72,799
国内旅行者(日帰り)	19,491	0	12,054	31,545

※端数処理のため、上記合計は各項目の合計と異なることがある。

<事務局補足>

183,689円×597万人＝1兆967億2,333万円

<質問回答 抜粋>

(質問)

2030年度に大阪IRを来訪する訪日外国人旅行者約597万人の内、大阪IRがなくても来訪されたとされる人数を除いた純増分は約237万人と想定されているが、純増分による旅行消費額が記載されていないことから、新たに喚起された消費額について、内容を確認したい。

(回答)

- **大阪IRを来訪する訪日外国人旅行者の旅行消費単価は126,394円**(IR滞在日程内:27,988円、IR滞在日程外:98,406円)(解説-評価18-2「地域経済への効果、2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献についての解説資料」p.15を参照ください。)と推計しています。**これに、大阪IRの開業により、新たに近畿地域を来訪すると想定する純増分の237万人を乗じた約2,996億円となります。**

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- また、当該旅行消費額の推計方法に関しては、あくまでこれまでの観光統計上の消費単価等を基本とした推計となっており、現段階で得られる情報の範囲で推計している方法には一定の理解を示せるが、……

<区域整備計画 抜粋(p.130)>

旅行消費額の計算方法

- ・ IR施設への来場者の内訳については、事業計画により算定した。
- ・ 消費単価の設定については、以下の統計に基づいて設定した。なお、訪日外国人旅行者の消費単価については、IR施設(カジノ)への国別の来場者数の構成割合に基づいて算定した。
 - ・ 訪日外国人旅行者:「訪日外国人消費動向調査 2019 年 年間値の推計 ※確報値」(国土交通省観光庁)
 - ・ 国内旅行者:「旅行・観光消費動向調査(2019年1～12 月期確報)」(国土交通省観光庁)
- ・ IR施設内での消費単価については、観光統計上の観光客種別ごとの消費傾向を踏まえた上で、事業計画に想定している売上や利用者の構成から、観光客種別ごとに利用者単価を算出し、来訪者数で除すことにより推計した。来訪者がIR区域に滞在している間に支出する金額については、IR区域への来訪者数に、IR区域内に滞在している間に支出する一人あたり消費額を乗じて算出した。

<解説資料>

IR区域内での旅行消費額の算出

	(i)一人当たり消費額(円) ※前ページのIR区域内単価③			(ii)旅行者数(万人)			(iii)旅行消費額(億円)(=(i)×(ii))		
	第8期	第9期	第10期	第8期	第9期	第10期	第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	56,970	57,295	57,597	241	597	629	1,375	3,419	3,623
国内旅行者(宿泊)	32,374	32,559	32,624	107	265	279	346	862	910
国内旅行者(日帰り)	19,461	19,497	19,491	414	1,024	1,079	806	1,996	2,104

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ……IRの来訪者の様々な属性(国籍、所得層など)のことを鑑みると、開業に向けては観光統計に基づく推計ではないことが望まれる。今回の推計ではどの程度十分に盛り込まれているかが不明瞭な娯楽費部分の消費額計上の適切な深掘りや消費行動に伴う決済情報の活用、アンケートによる訪問場所の把握等により、来訪者・プロフィールをよく踏まえた、より実際の消費動向の把握となるように努め、政府目標への貢献を一層正しく検証できる推計となるよう、IRであることが反映された特有の推計による精緻化を進めることが必要と考えられる。

<質問回答 抜粋>

問 現時点では各種統計に基づき推計することにより、IR区域を来訪する訪日外国人旅行者によるIR区域内外での消費単価や内訳を推計しているが、今後どのように調査・モニタリングをし、実際のIR区域を来訪する訪日外国人旅行者に係るこれらの実績を把握していく予定なのか、現時点の考えを確認したい。特に、富裕層の消費については、現行の訪日外国人消費動向調査では把握が難しいため、実態把握をどのように行うのかを確認しておきたい。

- IR区域内への来訪者の各IR施設における消費動向については、IR事業者において、外国人旅行者、国内旅行者を問わず把握が可能です。また、外国人旅行者のみの全数データの把握は困難なものの、クレジットカード会社等との連携により、一定数については、外国人旅行者と国内旅行者の区分けを図ることが可能と考えています。
- IR区域外の旅行者の消費動向については、IR事業者での把握は不可能ですが、ITベンダー・コンサルティング会社等へのヒアリングによると、ICTを活用したサービスや技術等を活用したサンプル調査等により推計すること等が考えられます。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

<参考>

- IR区域を来訪する旅行者による旅行消費額を最大化するための取組として、MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用など実践に基づく取組が見受けられる。

<区域整備計画 抜粋 (p.133～134)>

3. IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組の内容

(1)ハイクオリティな施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上

- 高品質の宿泊施設、比類ないエンターテインメント、上質な飲食施設、スポーツイベント等の魅力的なコンテンツの誘致・創出によって、観光資源の幅と厚みを増し、消費単価の高いビジネス旅行者、MICE来訪者及び富裕層を中心に、新たな訪日外国人旅行者の誘客を図る。
- 地域のDMO等の観光関係者と連携し、新たな観光ルートや観光資源の発掘・磨き上げを行うことで、都市の魅力・ブランド力を向上させ、訪日外国人旅行者の誘致強化、滞在の長期化、周遊及び消費を促進する。

(2)MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用

- MGMの膨大な顧客ネットワーク、世界のVIP及び富裕層の信頼を獲得してきたホスピタリティ・ノウハウを活用し、欧米、アジアのVIP及び富裕層の誘致をめざす。
- MGMのロイヤルティプログラム、世界各地の支店や独立エージェントが有する富裕層ネットワークを活用したマーケティングにより、幅広い富裕層に訴求する。

(3) MICEによるビジネスコミュニティへの訴求最大化

- MGMのMICEセールス・チーム、グローバル・セールス・オフィス(GSO)、グローバルのMICE関連事業者とのパートナーシップ及び国内PCOとのMICE誘致体制により、滞在期間が長く、かつ一人あたり消費額が大きい傾向のあるMICE・ビジネス目的の来訪者を誘致する。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ・なお、2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、大阪IRの開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、工事環境等によっては、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性の記述が書かれていることは、評価上、要留意。

<区域整備計画 抜粋 (p.140)>

② IR事業の工程

- ・IR事業の工程は、下表のとおり想定している。
- ・大阪府・市及びIR事業者は、世界最高水準のIR及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

【図表8：IR事業の工程（想定）】

時期	区域整備計画上の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1年目	区域整備計画の認定※ ¹ 行政手続き・調査・準備工事の着手※ ²
2023年春～夏頃	2年目	工事の発注及び着手※ ³
2029年夏～秋頃 <u>2029年秋～冬頃</u>	7～8年目	工事の完了※ ³ <u>IR施設の開業※³</u>
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、IR事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、IR事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、IR事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

評価基準5

評価基準5 MICE施設の規模

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク																			
5. MICE 施設の規模 (20点)	開催が想定される最大規模のMICEに対応できるなど、日本のMICEビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させ、アジア・太平洋地域におけるMICEビジネスのリーダーとしての地位をより盤石にするために十分なスケールを有することが求められる。	①国際会議場施設の規模の考え方 ②国際会議場施設の収容人数及び床面積 ③展示等施設の規模の考え方 ④展示等施設の収容人数及び床面積	なし	・以下のCaseごとに国内外の事例も参考にしつつ、施設規模に関し、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開するという考え方で十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、ホワイエ等の附帯施設の面積にも留意する。 <table><tr><th rowspan="2">Case</th><th colspan="2">国際会議場施設</th><th>展示等施設</th></tr><tr><th>最大の 会議室収容人数</th><th>施設全体の 収容人数</th><th>総展示面積</th></tr><tr><td>1</td><td>概ね1千人以上 ～3千人未満</td><td>左記の2倍以上</td><td>概ね12万m² 以上</td></tr><tr><td>2</td><td>概ね3千人以上 ～6千人未満</td><td>左記の2倍以上</td><td>概ね6万m² 以上</td></tr><tr><td>3</td><td>概ね6千人以上</td><td>左記の2倍以上</td><td>概ね2万m² 以上</td></tr></table>	Case	国際会議場施設		展示等施設	最大の 会議室収容人数	施設全体の 収容人数	総展示面積	1	概ね1千人以上 ～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万m ² 以上	2	概ね3千人以上 ～6千人未満	左記の2倍以上	概ね6万m ² 以上	3	概ね6千人以上	左記の2倍以上	概ね2万m ² 以上
Case	国際会議場施設		展示等施設																				
	最大の 会議室収容人数	施設全体の 収容人数	総展示面積																				
1	概ね1千人以上 ～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万m ² 以上																				
2	概ね3千人以上 ～6千人未満	左記の2倍以上	概ね6万m ² 以上																				
3	概ね6千人以上	左記の2倍以上	概ね2万m ² 以上																				

<認識整理>

- 国際会議場施設の規模について、最大規模のグランドボールルームは、パシフィコ横浜（約6,000人・約6,300m²）等を上回る施設規模（6,821人・6,480m²）を有しており、国際的な会議を誘致・開催する上では十分な施設規模となっており、これまで対応できていなかった規模の国際会議の開催が期待できる。また、展示等施設については、一定の規模の展示会に対応できる規模が確保されており、MICE施設全体として、国際的な会議を誘致・開催する上で**所要の**施設規模となっていることがうかがえる。
- MICE施設の将来的な拡張が検討されているが、日本型IRにおいて、誘客力の高いMICE施設を整備することにより、日本のMICEビジネスの起爆剤となることが期待されている。**そのため**、MICEビジネスの国際競争力を向上させるべく、MICEの誘致強化についてしっかり取り組むとともに、ポストコロナにおけるMICEのハイブリッド化の**傾向**や周辺**類似**施設の状況も見極めつつ、適正な規模となるよう検討を進め**ることを求める**。

評価基準5 MICE施設の規模

- 国際会議場施設の規模について、最大規模のグランドボールルームは、パシフィコ横浜（約6,000人・約6,300㎡）等を上回る施設規模（6,821人・6,480㎡）を有しており、国際的な会議を誘致・開催する上では十分な施設規模となっており、これまで対応できていなかった規模の国際会議の開催が期待できる。……

<区域整備計画 抜粋（p.74～75）>

①国際会議場施設の規模の考え方

1. 国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方

(1)競合環境に関する現状認識

a. 国内およびアジア・太平洋地域の主要な国際会議場施設

国内では、約5,000人～約6,000人の収容人員が最大規模となる。

また、アジア・太平洋地域では、大規模な施設で約6,000人～約8,000人の収容人員が中心となっている。

【図表1：国内及びアジア・太平洋地域の主要な国際会議場施設】抜粋

所在地	施設名称	最大会場の収容人員	最大会場の床面積
神奈川県	パシフィコ横浜	約5,002人	約4,603㎡
神奈川県	パシフィコ横浜ノース	約6,000人	約6,300㎡

(2)国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方

大阪IRの国際会議場施設は、**可変性の高い平土間タイプの6,000人以上が収容できる最大会議室及びこれと同規模以上の中小会議室群を備える**とともに、国内には無い、展示等施設、宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテインメント施設等を併設したオールインワンのMICE拠点の強みを活かした付加価値の高いサービス提供（バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫、また、MGMの豊富な実績・知見を含めたIR事業者ならではの運営によって、国際会議を含む多様な催事の開催及び幅広い参加者の来訪のインセンティブを高め、国内外の競合施設に対して競争力を確保する。

②国際会議場施設の床面積及び収容人員

種類	タイプ	床面積 (暫定計画値)	収容人数 (シアター形式)	1人当たり 面積
最大会議室	平土間	6,480㎡	6,821人	0.95㎡/人※1
中小会議室	平土間	6,480㎡	6,824人	0.95㎡/人※1
合計		12,960㎡	13,645人	

※1：区域整備計画からシアター形式の1人あたり面積を抜粋34

評価基準5 MICE施設の規模

- ・ ……また、展示等施設については、一定の規模の展示会に対応できる規模が確保されており、MICE施設全体として、国際的な会議を誘致・開催する上で**所要の施設規模**となっていることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.76)>

③展示等施設の規模の考え方

1. 国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方

大阪IRでは、**20,000㎡の展示ホールを備える**とともに、多様な催事に対応できるレイアウト、床耐荷重、天井高、付帯設備等の施設の機能・仕様の工夫、オールインワンMICE拠点の強みを活かした付加価値の高いサービス提供(バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等)の工夫、また、MGMの豊富な実績・知見を含めたIR事業者ならではの運営によって、**展示会を含む多様な催事の開催及び幅広い参加者の来訪のインセンティブを高め、国内外の競合施設に対して競争力を確保する。**

<特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～主な政令事項に係る基本的な考え方～(抜粋)>

国際会議場施設及び展示等施設に係る具体的な要件については、IR事業の効果を最大化するためにも、以下の3類型を設け、そのうちいずれを選択するかは、都道府県等や民間事業者に委ねるべき。

- ①「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設であって、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を併設するもの
- ②「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設であって、「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設を併設するもの
- ③「大規模」な「国際会議及び展示会」が開催可能な規模を有し、バランスが取れている総合的な MICE施設

評価基準5 MICE施設の規模

＜MICE施設の政令要件＞

IR整備法施行令第一条及び第二条において、IRにおける国際会議場及び展示等施設の規模要件が定められており、以下Case1～3のいずれかを満たさなければならないとされている。

Case	国際会議場施設		展示等施設
	最大の会議室収容人数	施設全体の収容人数	総展示面積
1	概ね1千人以上～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万m ² 以上
2	概ね3千人以上～6千人未満	左記の2倍以上	概ね6万m ² 以上
3	概ね6千人以上	左記の2倍以上	概ね2万m ² 以上

評価基準5 MICE施設の規模

- MICE施設の将来的な拡張が検討されているが、日本型IRにおいて、誘客力の高いMICE施設を整備することにより、日本のMICEビジネスの起爆剤となることが期待されている。**そのため、MICEビジネスの国際競争力を向上させるべく、MICEの誘致強化についてしっかり取り組むとともに、ポストコロナにおけるMICEのハイブリッド化の傾向や周辺類似施設の状況も見極めつつ、適正な規模となるよう検討を進めることを求める。**

<評価基準21 質問回答 抜粋 (9月5日提出)>

- 大阪IR長期構想では、**カジノ事業の収益等の活用による中長期の取組み**として、以下のような**展示等施設の拡張整備**、宿泊施設の拡張整備、IR区域の拡張整備等を想定しています。

<展示等施設の拡張整備>

➤開業後15年以内を目途に6万㎡以上、事業期間内に10万㎡以上に拡張する計画

- ※**段階整備の時期・規模等については、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、展示会等の需要動向、MICEビジネスモデル、IR事業者の財務状況等を踏まえて、必要に応じ見直す。**

<大阪市 令和4年3月15日 定例会常任委員会>

○高橋副市長 発言抜粋

- MICEにつきましては、**新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして人々の行動が変容し、MICEを取り巻く環境を大きく変わっております。今後の動向を見極めていく必要がありますため、開業時には、国基準の2万平米でスタートさせ、段階的に整備を進めることで、ニーズに応じて常に時代の最先端となります施設、機能、サービスを提供いたします、競争力が確保された最先端のMICE、これを夢洲で実現したいと考えております。**

<大阪市 令和4年3月16日 定例会常任委員会>

○バウワーズ(MGM)参考人 発言抜粋

- **コロナによる影響を含め、展示会場の需要動向、MICEビジネスモデルの変化は今後見極めが必要だというのが実情であります。また、IR全体の運営状況や事業者の財務状況等を踏まえ、府市と共に協議しながら確定していきたいと思っております。**
- **オープンするまで、まだ時間がありますので、新型コロナウイルスが開業時期まで継続しているという想定ではありません。ですので、掲げている数字は十分に実現可能だと考えております。また、私たち、このマーケットの力も強く信じておりますし、IRを実現するに当たっては、大阪、そして関西が最善の場所であると確信しています。**

評価基準6

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク																								
6. MICE 施設の機能・設備等 (50点)	国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分に対応できるよう、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供できるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。	①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 (「高度な需要への対応に必要な機能」、「使い勝手」、「内装」、「飲食サービス」等の観点で記載) (設置及び運営の方針については、天井高、耐荷重、分割方式、動線(来訪者動線、搬出入動線、サービス動線等)、情報通信技術の活用(設備等)を含めて記載)	なし	- 以下①～③で例示する観点など、高度な需要や使い勝手、内装、飲食サービスについて、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、マリーナベイサンズのMICE施設(※)を参考にしつつ、世界の手大国際会議運営会社が加盟する国際機関であるIAPCOがまとめた、国際会議の計画に当たってのポイント「Planning a Conference Centre」の内容に留意する。 (※)同施設は、ICCA(国際会議協会)基準の国際会議のうち、参加者3千人以上の大規模国際会議開催件数ランキング(2015～2019年の5年計)でアジア大洋州で4位。(日本はパシフィコ横浜が最大で、同4位) <table><tr><th rowspan="2">手引き記載の観点</th><th colspan="2">国際会議場施設</th><th rowspan="2">③展示等施設</th></tr><tr><th>①最大の会議室</th><th>②中小会議室</th></tr><tr><td rowspan="3">高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手</td><td colspan="3"> - 天井高(展示等施設で大型展示物が展示可能か) - 耐荷重(展示等施設で荷重の大きい展示物(重機等)が展示可能か) - 情報通信技術の活用(設備が充実しているか) </td></tr><tr><td> - その他(形式、舞台装置等、各需要に対応可能か) </td><td> - 分割方式(室数、収容人数等、各需要に対応可能か) </td><td> - 分割方式(多需要に対応可能か) - その他(柱が少なく眺望を阻害しないか) </td></tr><tr><td colspan="3"> - 動線(来場者動線、搬出入動線、サービス動線等)に関し十分検討されている </td></tr><tr><td>内装</td><td colspan="3"> - 内装(椅子等を含む)に関し十分検討されている </td></tr><tr><td>飲食サービス</td><td colspan="3"> - ケータリング、キッチンやパントリー、飲食店等に関し、誰でも利用可能など十分検討されている </td></tr></table>	手引き記載の観点	国際会議場施設		③展示等施設	①最大の会議室	②中小会議室	高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手	- 天井高(展示等施設で大型展示物が展示可能か) - 耐荷重(展示等施設で荷重の大きい展示物(重機等)が展示可能か) - 情報通信技術の活用(設備が充実しているか)			その他(形式、舞台装置等、各需要に対応可能か)	分割方式(室数、収容人数等、各需要に対応可能か)	- 分割方式(多需要に対応可能か) - その他(柱が少なく眺望を阻害しないか)	動線(来場者動線、搬出入動線、サービス動線等)に関し十分検討されている			内装	内装(椅子等を含む)に関し十分検討されている			飲食サービス	ケータリング、キッチンやパントリー、飲食店等に関し、誰でも利用可能など十分検討されている		
手引き記載の観点	国際会議場施設		③展示等施設																									
	①最大の会議室	②中小会議室																										
高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手	- 天井高(展示等施設で大型展示物が展示可能か) - 耐荷重(展示等施設で荷重の大きい展示物(重機等)が展示可能か) - 情報通信技術の活用(設備が充実しているか)																											
	その他(形式、舞台装置等、各需要に対応可能か)	分割方式(室数、収容人数等、各需要に対応可能か)	- 分割方式(多需要に対応可能か) - その他(柱が少なく眺望を阻害しないか)																									
	動線(来場者動線、搬出入動線、サービス動線等)に関し十分検討されている																											
内装	内装(椅子等を含む)に関し十分検討されている																											
飲食サービス	ケータリング、キッチンやパントリー、飲食店等に関し、誰でも利用可能など十分検討されている																											

39

<認識整理>

- MICE施設の機能について、**高度な需要に対応できるよう床下ピットや天井吊物機構、VIP来場者動線、飲食サービス、通訳や通信環境等が計画されている点は一応評価できる。**他方、**どのようなもので**官民のハイレベル層の多様な需要シーンにも対応できる高質で洗練された内装や機能、高水準サービス等であるかの具現化については**十分に読み取ることはできず、今後の検討に委ねられている面がある。**
- 通信環境について、開業が予定される2029年には様々な先端技術が開発・普及していることが想定されるところ、ハイブリッド型のイベント開催の浸透や複数拠点の同時中継、オンライン参加者の増加といった将来需要も踏まえた上で、十分な通信インフラの整備や複数の通信回線事業者からの回線共有等を想定しており、MICE主催者・参加者のニーズに柔軟に対応できる整備となっていることがうかがえる。
- 多様な大きさ・用途の会議室や分割可能な展示等施設が計画されており、より小さな面積での催事開催や小規模の展示・見本市を併設する国際会議開催の需要を想定した上で、催事の性質に応じたMICE施設の利用提案や必要に応じてインテックス大阪との連携を図るといった配慮が見受けられる**点はある程度評価できる。**

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

- MICE施設の機能について、高度な需要に対応できるよう床下ピットや天井吊物機構、VIP来場者動線、飲食サービス、通訳や通信環境等が計画されている点は一応評価できる。他方、どのようなもので官民のハイレベル層の多様な需要シーンにも対応できる高質で洗練された内装や機能、高水準サービス等であるかの具現化については十分に読み取ることはできず、今後の検討に委ねられている面がある。

<区域整備計画 抜粋 (p.77～79)>

①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

2. 外観及び内装の特徴

(2)内装の特徴

- 様々なタイプの催事に対応するため、シンプルでありながら上質な室内空間を創出する。
- 内部空間のホワイエは、来場者が安らぎを感じられるよう自然光を取り入れた空間を形成する。

3. 設置及び運営の方針

(1)設置方針

d. 高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用

- 可動間仕切りを導入する事に加え、照明・空調設備、天井吊物機構等を充実させることで、多彩なイベントの同時開催にも対応する。

e. 飲食サービス

- MICE施設内に専用のキッチンを設置し、飲食ニーズを伴う多様なMICEイベントの同時開催に対応する。

f. 動線計画

(b)VIP来場者動線

- VIP専用の車寄せ及びエントランスを整備するとともに、各諸室にバックヤード側から入退場できる動線を設け、VIPと一般来場者の動線を分離する。

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

2. 展示等施設の機能・仕様

主な機能・仕様	概要
可動間仕切り	展示ホール間に約1万㎡ごとに分割可能な可動間仕切りを設置
床下ピット	給排水・電源等を配備するための床下ピットを設置
アンカーボルト打設	アンカーボルトの打設に対応（ピット部分を除く）
天井吊物機構	1か所あたり300～500kg程度の吊り荷重に対応できる吊物機構を格子状に設置
主催者用事務スペース	展示ホールごとに専用の事務スペースを設置

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

・ 通訳設備

- 主催者の要望に応じて、国連公用6言語（英語・フランス語・ロシア語・中国語・スペイン語・アラビア語）に日本語及び発話者の言語を加えた8言語に切り替え可能な相互同時通訳設備の設置が可能な計画としています。

・ 多様な用途に利用可能なスペース

- 大阪IRの国際会議場施設は、重要な国際会議に合わせて開催されるバイ・マルチ会談（2国間会談・多国間会談）用に利用可能な、多彩な中小会議室を有しています。また、大型の会議場（ボールルーム）を分割することで、記者会見場、メディアセンターを設置することも可能です。
- プレファンクションスペースには、金属探知機、X線検査機器などを設置する十分なスペースとそれらを設置可能な電源と床荷重を確保する計画です。

・ 通信環境

- 万が一の通信断絶リスクに対応するため、主催者の要望に応じて、複数の通信キャリアによるインターネット接続が可能な施設とする想定です。

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

- 通信環境について、開業が予定される2029年には様々な先端技術が開発・普及していることが想定されるところ、ハイブリッド型のイベント開催の浸透や複数拠点の同時中継、オンライン参加者の増加といった将来需要も踏まえた上で、十分な通信インフラの整備や複数の通信回線事業者からの回線共有等を想定しており、MICE主催者・参加者のニーズに柔軟に対応できる整備となっていることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.77~78)>

②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

4. 設置及び運営の方針

(1)設置方針

b.高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用について

- オンラインイベントの同時開催や、来場者の利便性に対応すべく、安定性・実用性の高い通信環境を整備する。

<質問回答 抜粋 (7月22日提出)>

- 将来には、オンラインと現地参加を併用したハイブリッド型のイベント開催の浸透や、複数拠点との同時中継等のニーズも生まれると想定しています。また、5G等の通信環境の進歩に伴い、MICE参加者のスマートフォンやタブレットでの、大容量の無線データ通信のニーズも増大するものと予想しています。
- さらに、オンライン参加者の増大に伴い、ライブ配信・オンデマンド配信・バーチャルカンファレンス等のオンライン配信サービス向けの機材・設備を施設側のラインアップとして提供することについても、MICEイベントを誘致する観点から重要度が高くなるものと予想しています。
- これらを踏まえ、大阪IRでは、SPCの少数株主となる通信回線事業者と連携し、将来需要にも対応し得る十分な通信インフラ(光ファイバーケーブル)の確保を行う計画です。また、首脳級のイベント等においても、通信負荷集中等による通信断絶リスクを最小化すべく、複数の通信回線事業者から回線共有を受けることを想定しています。MICE施設内においては、収録・配信等にも対応したAVコントロールルームを確保すると共に、有線・無線の方式を問わず、MICE主催者・参加者のニーズに柔軟に対応可能な通信環境を整備する予定です。

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

- 多様な大きさ・用途の会議室や分割可能な展示等施設が計画されており、より小さな面積での催事開催や小規模の展示・見本市を併設する国際会議開催の需要を想定した上で、催事の性質に応じたMICE施設の利用提案や必要に応じてインテックス大阪との連携を図るといった配慮が見受けられる点はある程度評価できる。

<区域整備計画 抜粋 (p.77～78)>

①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

3. 設置及び運営の方針

(1)設置方針

a.グランドボールルーム

- シアター形式で最大6,000人以上を収容可能。
- 複数区画に分割可能な可動間仕切りを設置することで、展示会に付随するセミナー開催等にも対応する。

b.プレジデンシャル・ボールルーム

- シアター形式で最大2,000人程度を収容可能。
- 複数区画に分割可能な可動間仕切りを設置することで、数百人規模の企業ミーティングやインセンティブツアーの同時開催にも対応する。

c.中小規模の会議室

- 全体総会後の分科会ニーズに対応するため、多様な中小会議室を設置する。
- 中小会議室を一か所に配置することで、来場者の移動負荷の軽減のみならず、効率的なサービス提供ができる。

②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

4. 設置及び運営の方針

(1)設置方針

a.大規模な展示等施設

- 1階に20,000㎡以上の一体利用ができる空間として整備する。
- 約10,000㎡ごとの分割ができ、2t/㎡以上の床耐荷重を確保する。
- BtoBの展示会に加え、BtoCの見本市やフェスティバルなど様々なイベントの開催に対応する。

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

- 可動式の間仕切りによる物理的に区画可能な面積は10,000㎡ですが、**繁忙期以外の期間の有効活用や、展示ホール内に簡易的な仕切り等を設けて数千㎡程度の面積での開催を行うなど、運営面の工夫により、10,000㎡より小さい面積の利用となる小規模な展示会・見本市にも対応していく想定です。**
- また、**催事の性質に応じて国際会議場施設**（プレジデンシャル・ボールルーム/約2,500～3,000㎡、ヴァイスプレジデンシャル・ボールルーム/約1,500～1,800㎡、ジュニアヴァイスプレジデンシャル・ボールルーム/約750～900㎡）**の利用提案も行います。**
- さらに、**大阪IR内の施設で対応が難しい場合は、インテックス大阪（1号館から5号館）等との連携を図る想定です。**

評価基準7

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク		
7. MICE の誘致・ 施設の運 営方針等 (50点)	誘致しようとするMICEのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られるとともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針 (既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組みを含む) ②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法 (近隣にMICE施設がある場合には、当該施設との役割分担及び連携についても記載する)	あり ①30点 ②20点	①について - 方針について、MICEのターゲットとする分野に説得力があり、また、既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものをターゲットに含むよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、MICE施設の整備前後で、国際会議などのMICE開催件数の見通しがシンガポールのように増加傾向になっているかという点にも留意する。 ②について - 方針について、以下で例示する観点など、MICEの誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 <table border="1"><thead><tr><th>体制及びノウハウ</th></tr></thead><tbody><tr><td>運営事業者において、 - 十分な組織体制が構築されているか - これまでに同規模施設の運営実績があるか - 専門的なノウハウを有しているか </td></tr></tbody></table> - 評価に当たっては、国際競争力を有する国内MICE施設運営事業者の事例を踏まえるとともに、近隣に既存施設が立地している場合は、役割分担や連携の取組についても留意するものとする。	体制及びノウハウ	運営事業者において、 - 十分な組織体制が構築されているか - これまでに同規模施設の運営実績があるか - 専門的なノウハウを有しているか
体制及びノウハウ						
運営事業者において、 - 十分な組織体制が構築されているか - これまでに同規模施設の運営実績があるか - 専門的なノウハウを有しているか						

<認識整理> (1/2)

【設置及び運営の方針】

- 大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進することが計画されており、大阪・関西が有する「強み」については明確さに欠けるものの、10の産業の中には国際会議等で参加人数の多いメディカルといった分野も含まれており、ターゲットが明確に設定されている点は一応評価できる。
- 既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しかったMICEとアフターMICEが一体として行われる総合的なホスピタリティの要素も備えることが期待される統合型イベント等について、「オールインワンMICE施設」(一般的に、国際会議場施設、展示等施設に加えて宿泊施設、エンターテインメント施設等を一体的に備えるもので、これによりMICEとアフターMICEが一体的に行われる統合型イベントに対応して包括・一体的に会場やホスピタリティ・サービスを提供することができるものを指すものとして使われることがある用語)を活用することで、包括的なサービスの提供や柔軟な価格提案が可能となるという運営ビジョンは評価できる一方、その実行方策の具体像については、前述の設定ターゲットを踏まえた形で示されたものはないなど、明瞭に読み取れないところがある。

<認識整理> (2/2)

【業務の実施体制及び実施方法】

- 運営体制について、ラスベガスからの人材派遣など高度の専門性を有するスタッフの確保が十分に計画されていることに加え、IR開業に向けたスタッフの研修が予定されており、誘致体制の確保が期待できる。また、MGMはMICE施設の運営やMICE誘致に関して実績を有しており、必要な体制及びノウハウを十分に備えていることがうかがえる。
- 他方、近隣に立地する既存MICE施設との連携について、大阪国際会議場や大阪国際見本市会場などの大阪府内立地施設との連携は想定されているが、我が国におけるMICE開催件数の増加への貢献の観点から、JNTOや近隣都市(京都・神戸など)との連携の視点や、MICEの誘致、企画及び運営に必要なノウハウの大阪府・市による意識的な習得・能力向上への取組、また、事業者からの当該ノウハウ等の府・市への還元による連携が生む体力強化等の視点が求められる。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

- 大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進することが計画されており、大阪・関西が有する「強み」については明確さに欠けるものの、10の産業の中には国際会議等で参加人数の多いメディカルといった分野も含まれており、ターゲットが明確に設定されている点は一応評価できる。

<区域整備計画 抜粋>

1. 設置運営方針

- 国際的なセールス・マーケティング活動を行い、大阪・関西が強みを有する産業や学術領域に関連した国際会議を誘致することで、大阪のICCA※都市別ランキングを向上させる。
- 国際的な展示会やイベント等の開催を通じて大阪・関西の認知度を高めることで、MICE都市としての大阪のブランド力向上に寄与する。
- 大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進し、これらの産業の成長・グローバル化を促進する。
大阪・関西が強みを有する10の産業: スポーツ、フード、メディカル、ウェルネス、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ものづくり、テクノロジー、スマートシティ及び観光

※ICCA: 国際会議協会 (International Congress and Convention Association)

2. 誘致見込み

(2) 主な誘致ターゲット

a. M(ミーティング)・I(インセンティブツアー)

- 海外企業(IT・製薬・金融等)のミーティング
- アジアの大規模のインセンティブツアー
- 国内グローバル企業の世界大会・インセンティブツアー
- 国内企業の取引先優待(限定)イベント／顧客向け製品発表会

b. C(コンベンション)

- 参加者1万人を超える規模の大きい国際会議
- 大阪・関西が強みを有する分野の国際会議
- G20大阪サミットで協議されたテーマ(環境・エネルギー)に関する国際会議
- 大阪・関西の大学教授が主要な役員を務める学会の国際会議
- 欧米で開催されている会議のアジア版・日本版創出

c. E(エキシビジョン／イベント)

- 大阪・関西が強みを有する産業分野及びオール大阪として開催を想定する大規模展示会
- 大阪・関西の産業振興・ビジネス創出に寄与する展示会

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<質問回答 抜粋>

(質問)

区域整備計画において、「大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進」という記述があり、10の産業の中に、国際会議等で参加人数の多いメディカルといった分野も含まれており、誘致ターゲットの設定に関し検討されたことがうかがえる。その一方で、メディカル分野の誘致に関して、神戸・京都など大阪府外も含めた近隣に立地する既存MICE施設との役割分担についての考え方について記述がなく、要確認。

(回答)

- メディカル分野のMICEイベントとしては、小規模で専門的な学術会議から、会員数の多い大規模な学会の年次総会など、様々な規模のものが存在します。小・中規模のMICEイベントは、現在も、近隣のMICE施設や大学等で開催されていますが、関西の大規模な会場としては、国立京都国際会館(Event Hall別館:3,000㎡・2,500名収容)が最大規模であり、関西では当該規模を超える会議開催が困難な状況です。よって、**大阪IRの開業後においては、これまで規模の観点から開催できていなかった大規模な会議については大阪IRで開催することを想定しています。**
- また、ITや金融等の産業領域と同様に、**医療や製薬の領域のMICEイベントにおいても、着席形式の会議に留まらず、製薬メーカーや医療機器メーカーが出展・協賛する展示会や、飲食を伴うレセプションパーティーの開催など、多様なニーズが存在しており、これら、会議利用に留まらないMICEイベントについては、大阪IRで開催することを想定しています。**
- さらに、近隣のMICE施設で開催されるイベントにおいても、大阪IRを、レセプション会場として、またはアフターMICEでのレクリエーションの会場として利用いただく等の連携も想定しています。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<ヒアリング時の回答(1月25日) 抜粋>

(質問)

メディカルをターゲットに含めていることについて、製薬業界の業界コードの存在を踏まえ、その誘致の現実性をどのように考えるか。

(回答)

オリックス まずメディカルのところですけども、我々のほうも、カジノとメディカルの親和性っていうのはよくないのではないかっていうのが心配で、そういう話を人づてに聞いたことはありますけども、

たまたまかもしれませんが、そういう規制を持ってる学会じゃなかったからという可能性もございますけども、IR、カジノがある施設ではそういう会議はできないというふうに言われたことはないです。

そのような方から実際に興味があります、ぜひ開催して、というふうな意向は頂いておりますので、学会様、例えばですけど、依存的なものをテーマとしている学会につきましてはひょっとすると親和性というのは薄いかもしれませんが、いろいろメディカルと言っても領域が色々広がりますので、例えばその美容ですとか、そういうものも含めて美容医療とかもございますので、一定のすみ分けの中で、その興味を持っていただいてる方ってのがいらっしゃったということと、はなからできないっていうようなことは言われておりませんので、一定可能だというふうに半分確信に近いような感覚を我々持っております、実際に主催者の方とお話をした感覚として我々、当然親和性が低い団体もいらっしゃるかもしれないんですけども、一定開催していただけるというふうな理解をしております。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

(参考)製薬業界の業界コードの例

- 製薬業界においては、過去に製薬業者による過剰接待が問題視されたことから、医薬系学会等への協賛に当たって、自主的な規範を制定している。
- そのような規範においては、カジノを含むレジャー施設やエンターテインメント施設を会場とすることは避けることとしている例が見受けられる。

国名	名称	スポンサーシップ条件(抜粋)	原文(抜粋)
イギリス	ABPI (Association of the British Pharmaceutical Industry) Code of Practice for the Pharmaceutical Industry	エンターテインメント(スポーツやレジャーイベント等)関連のスポンサーになることは禁止し、それらの施設を会議開催場所として使用することは避けるべきです。	Companies must not sponsor or organise entertainment (such as sporting or leisure events) and companies should avoid using venues that are renowned for their entertainment facilities.
フランス	LEEM (French Pharmaceutical Companies Association) Dispositions déontologiques professionnelles	エンターテインメント(例えば、スポーツや娯楽イベント)関連のスポンサーになることは禁止し、それらの施設を使用することも避けるべきです。	Les entreprises du médicament ne doivent pas prendre en charge le parrainage ou l'organisation de divertissements.
ドイツ	FSA Code of Conduct	レジャー施設での会議は適切ではありません。 エンターテインメント施設として知られている会場は避けるべきです。	For instance, the leisure offerings of the conference venue do not qualify as such a reason. Further, the companies are to avoid conference locations which are known for their entertainment value or are considered extravagant.
アメリカ	PhRMA(Pharmaceutical Research and Manufacturers of America) Code on Interactions with Healthcare Professionals	項目3 エンターテインメント及び娯楽の禁止	3 .Prohibition on Entertainment and Recreation

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

- 既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しかったMICEとアフターMICEが一体として行われる総合的なホスピタリティの要素も備えることが期待される統合型イベント等について、「オールインワンMICE施設」(一般的に、国際会議場施設、展示等施設に加えて宿泊施設、エンターテインメント施設等を一体的に備えるもので、これによりMICEとアフターMICEが一体的に行われる統合型イベントに対応して包括・一体的に会場やホスピタリティ・サービスを提供することができるものを指すものとして使われることがある用語)を活用することで、包括的なサービスの提供や柔軟な価格提案が可能となるという運営ビジョンは評価できる一方、その実行方策の具体像については、前述の設定ターゲットを踏まえた形で示されたものはないなど、明瞭に読み取れないところがある。

<区域整備計画 抜粋>

3. 既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組み

(1) M(ミーティング)・I(インセンティブツアー)・C(コンベンション)

- ICCA基準の国際会議の誘致においては、会議主催者は学会等の国際本部に対して、参加者の宿泊先となるホテルが確実に確保できることを、入札時にコミットする必要がある。大阪IRでは、MICE施設・宿泊施設ともにIR事業者の直営で運営するため、機動性のある宿泊予約確保が可能となり、国際会議を誘致しようとする会議主催者に対して力強いサポートが可能となる。
- 誘致ターゲットとなるMICE主催者に対しては、宿泊費の割引、多様なサービスのパッケージ提案(アフターMICEのエンターテインメント、ツーリズム等)を柔軟に行うことができるため、より効果的な誘致活動が可能となる。また、カレンダーと照らし合わせながら、オフピーク時には大阪IR内での各種サービス価格を割引する等により、これまでは大阪での開催に優位性が見出し難かった主催者に対して魅力的な提案を行うことが可能となる。

(2) E(エキシビジョン/イベント)

- 大阪での開催実績が無い展示会・イベントを積極的に誘致促進するため、柔軟な価格提案を実施する。
- 日本で開催実績の無い展示会については、展示会オーガナイザーに対して共催等を積極的に提案し、誘致促進を図る。また、大阪府・市、大阪観光局等とも連携し、集客に寄与する業界団体を紹介する等のサポートを行うことで、通常は開催のハードルが高い展示会の初回開催を積極的に推進する。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<質問回答 抜粋>

- 最大で6,000名を超える参加者の収容が可能な大阪IRの最大会議室(グランドボールルーム)は国内で最大級の会議場となり、これまで会場のキャパシティの観点から誘致が難しかった会議イベントにも対応が可能となります。
- 現在、ラスベガス・シンガポール等で開催されている先進的・国際的なMICEイベントは、会議単体や展示単体での開催形式ではなく、会議と展示が一体化し、さらにレセプションパーティーや、アフターMICEでのエンターテインメント、チームビルディングの為のレクリエーションイベント等の様々なアクティビティが一体化した複合型イベントとなっています。この様なMICEイベントの受入れには、国際会議場施設、展示等施設、宿泊施設、エンターテインメント施設等が一体化した、オールインワンMICE施設が必要です。これまで日本に無かったオールインワンMICE施設を大阪に整備し、さらに、送客施設により他国には無い日本の観光の魅力を付加することで、これまで誘致が難しかった、複合型イベントに対しても、競争力を以って誘致することができると考えています。
- さらに、貸館型のビジネスモデルである既存のMICE施設とは異なり、大阪IRは、宿泊や食事、エンターテインメントを含めた包括的なサービスが提供可能となります。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<ヒアリング回答(10月28日) 抜粋>

- これまでの受託型のMICEの違いについて、受託型のMICEというのは、行政が箱を持ち、一般の3セクや民間が運営を受託している、いわゆる既存の日本のMICEということと整理している。我々が考えているのは、そのような旧来型のMICEというのは、いわゆる箱貸しであり、会議や展示会のためにスペースを時間で貸すというのが今までのMICEと考えている。
- 一方、我々がこれから取り組みたいと考えているのは全く違うビジネスモデルであり、お客様が例えば空港に着いた瞬間からサービスが始まっている。そこから交通の手配も含めてサービスを提供し、大阪IRIに来て会議・展示会等のイベントを楽しんでいただき、また食事を楽しんでいただく、それからイベントの後には例えばエンターテインメントで楽しんでいただく、そして宿泊としても会議場のすぐ横のホテルでゆっくりと休んでいただく、というようなワンストップな形でサービスを提供する、いわゆる旧来型の不動産型の箱貸しではなくて、総合のホスピタリティ事業である、と考えている。ここが非常に大きな違いと自負をしている。さらに、一般のその旧来型のMICEでは、公共施設という観点があり、公平性の観点から民間施設との連携、エコヒイキということが難しいものではあるが、今後、民設民営ということであり、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 具体的な活動について、大阪IR、そして大阪を知っていただくという観点から、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 大阪府市との役割分担について、我々(事業者)は、国際的なネットワークを活かしてしっかり誘致活動をしていく。大阪府市に関しては、既存の民間の施設との連携や大阪府市が運営している色々な施設との連携の仲介役として大阪府市に担っていただく、さらに大きなMICEには(誘致する際には)トップセールスという形でセールスをかけていただき招聘レターを作っていただく、そのような形でバックアップをしていただく。このような役割分担を考えている。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

- ・運営体制について、ラスベガスからの人材派遣など高度の専門性を有するスタッフの確保が十分に計画されていることに加え、IR開業に向けたスタッフの研修が予定されており、誘致体制の確保が期待できる。……

<区域整備計画 抜粋>

5. 従業員の確保・育成

(1) IR全体に共通する事項

a. 従業員の確保

- ・採用活動拠点となる「キャリアセンター」を開設し、未経験者・未就労者から高度な人材まで、多様な人材を計画的に雇用する。

b. 従業員の育成

- ・**未経験者からグローバルで高度な人材まで、幅広い人材を育成できる研修体系を構築**する。能力や志向に合わせた研修を提供することで各自の成長を促し、質の高いキャリアを長期的に形成できるよう支援する。

(2) MICEに特徴的な事項

- ・国際会議場施設及び展示等施設の運営はIR事業者が直接行うため、MGM及びオリックスのメンバーを中核とし、協力企業各社からも人材を受け入れ、国内外の知見を融合した強固な運営体制を構築する。
- ・MICE施設の運営の知見を有するMGMにて、**ラスベガスから大阪IRへのMICE人材の派遣や、必要に応じた国内のMICE人材のラスベガスでの研修を実施する。**

【図表1：雇用の進め方・考え方】

雇用パターン	雇用の進め方・考え方
MGM及びオリックスからIR事業者への従業員出向	・初期段階は、高度な専門性が必要となるポジションを中心にカバーし、部門体制を構築する。
経験者の雇用	・人材企業等の採用パートナーとの連携により、日本国内や海外における幅広い人材を採用する。 ・高度な人材の働く意欲を高める職や仕事を提供し、教育システムや働く環境を整えることで、専門性の高い高度人材を確保する。
未経験者・未就労者の雇用	・行政機関、教育機関との連携や大規模採用イベントの開催等により、地元を中心とした未経験者層を採用する。各機関とは周辺地域の雇用課題にともに取り組むパートナーとなるよう連携する。 ・様々な研修の機会や働きやすい労働環境を提供することで人材の掘り起こしを行う。

【図表2：研修内容】

研修種別	内容
入社時研修	・大阪IRで働き始める全ての従業員を対象とした基礎研修を実施し、安全性と効率性を含めた最高レベルのゲストサービスを提供できる人材の早期育成をめざす。 ・企業理念の理解や職務に必要な基礎スキルの習得、責任あるギャンブルの推進と問題あるギャンブル行動に関わる研修等を実施する。
入社後研修	・従業員の能力やポジション等に応じた定期的な研修を実施し、継続的な人材育成に取り組むことで、IR事業者における持続的な運営体制を構築する。 ・業務基礎や専門領域の研修、階層別研修、ダイバーシティ研修、リーダーシップ研修、部門横断型研修、グローバル人材育成研修等を実施する。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

＜質問回答 抜粋＞

（質問）

MICEの誘致・企画・運営を行うに当たっては、高度の専門性を有するスタッフの確保のみならず、大規模イベント開催のスタッフの育成などを計画的に実施していく必要があるが、IR開業に向けてどのように実施体制を構築される予定であるのか説明を求めたい。

（回答）

- MICE誘致は一般的に、開催の約2-3年前から誘致活動が本格化します。MICE運営に優れた知見・実績を有するMGMからの専門知見を有する人員拠出に加え、MGM及び国内外のMICEパートナー（旅行代理店・PCO等）との誘致活動や運営検討の共同推進を通じて、この時期頃までに大阪IRのMICE運営においてリーダー格となる人材（チーム）を組成します。さらに、MGM・オリックスからの出向社員や外部からの採用により、チームを増強していきます。これらチーム員は、オリックスが国内で運営するMICE施設に加え、MGMがラスベガスやマカオで運営するMICE施設での研修等を通じて、IRにおける大規模なイベント運営のスキルの定着・強化を行っていく計画です。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

- ・……また、MGMはMICE施設の運営やMICE誘致に関して実績を有しており、必要な体制及びノウハウを十分に備えていることがうかがえる。

＜区域整備計画 抜粋＞

1. M・I・C・E別の誘致・開催の取組み方針及び誘致体制

大阪IRのMICE事業部のセールス・チームを中心に、MGMが運営するMICE施設のセールスを専門に取り扱う専属代理店（グローバル・セールス・オフィス）が有する顧客ネットワークを活用し、世界規模でのMICEセールスを展開する。さらに、国内外の有力なMICEパートナー（旅行代理店・PCO・展示会オーガナイザー等）とも連携し、大阪IRへのMICE誘致・創出を推進する。

2. 参画企業とその実績

国際会議場施設及び展示等施設の運営は、ラスベガスにおいて延べ約37万㎡のMICE施設を運営し、年間約6,700の会議及び展示会を開催する実績を持つMGMの知見・ノウハウも活かしながら、IR事業者が直営で行う。

＜質問回答 抜粋＞

- MGMは、大規模MICEイベントの誘致と支援を行うための専任チームを有しており、単にMICEスペースをイベント主催者や企業に提供するのではなく、イベントの誘致から実施まで全てのプロセスにおいて網羅的にサービスを提供することで、数々の大規模イベントを誘致してまいりました。具体的には、会議プランナーや企業と密接に連携し、中継システム、ロジスティクス、セキュリティ、飲食、エンターテインメント・プログラムの作成、マーケティング・コミュニケーションをはじめとしたサービスの提供等を行います。
- 2017年から2019年の3年間で、MGMが誘致したMICEイベントのうち、100万ドル以上の売上げがあったイベントの開催契約先企業・グループは[REDACTED]以上に上りますが、[REDACTED]
- 主要企業のイベントや国際的なイベントも毎年数多く主催しておりますが、規模によっては、イベントが複数の施設にまたが行われる場合もあります。そのようなケースでも、出席者は様々なホテルに滞在しながら、重要なイベント時にはアリーナや野外会場で一堂に会することが可能です。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

- 他方、近隣に立地する既存MICE施設との連携について、大阪国際会議場や大阪国際見本市会場などの大阪府内立地施設との連携は想定されているが、我が国におけるMICE開催件数の増加への貢献の観点から、JNTOや近隣都市（京都・神戸など）との連携の視点や、MICEの誘致、企画及び運営に必要なノウハウの大阪府・市による意識的な習得・能力向上への取組、また、事業者からの当該ノウハウ等の府・市への還元による連携が生む体力強化等の視点が求められる。

<区域整備計画 抜粋>

3. 近隣MICE施設との役割分担や連携

(1) 国際会議場施設・展示等施設の共通事項

- 大阪IRのMICE施設でMICEを開催できない場合には、近隣施設にイベント開催を誘導する。また、近隣のMICE施設に対しては、大阪IR内の各施設をプレイベント、アフターMICEのための会場として利用できるよう協力する。

(2) 大阪国際会議場との連携

- 学術大会の開催が集中する繁忙期（6月・10月）等において、大阪国際会議場と空き情報の共有を行う等、大阪でのMICE開催の拡大につなげていく。
- 大阪国際会議場では対応できない大規模な国際会議は大阪IRでの開催を推進していく。
- 大阪国際会議場で開催されている会議の参加者でも利用が可能なエンターテインメントなどのアフターMICEコンテンツを提供し、大阪国際会議場の誘致営業に貢献していく。

(3) 大阪国際見本市会場・中小展示等施設との連携

- 開催日程の重複、展示会の規模、展示会の内容等に応じて、大阪国際見本市会場及び近隣にある中小の展示等施設に対する催しの紹介又は共催の提案等を行うことで、大阪での展示会開催機会の拡大につなげていく。また、大阪IRがアフターMICEのコンテンツとしてエンターテインメントを提供する等、幅広い連携を進めていく。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<質問回答 抜粋>

(質問)

区域整備計画において、「大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進」という記述があり、10の産業の中に、国際会議等で参加人数の多いメディカルといった分野も含まれており、誘致ターゲットの設定に関し検討されたことがうかがえる。その一方で、メディカル分野の誘致に関して、神戸・京都など大阪府外も含めた近隣に立地する既存MICE施設との役割分担についての考え方について記述がなく、要確認。

(回答)

- ・メディカル分野のMICEイベントとしては、小規模で専門的な学術会議から、会員数の多い大規模な学会の年次総会など、様々な規模のものが存在します。小・中規模のMICEイベントは、現在も、近隣のMICE施設や大学等で開催されていますが、関西の大規模な会場としては、国立京都国際会館(Event Hall別館:3,000㎡・2,500名収容)が最大規模であり、関西では当該規模を超える会議開催が困難な状況です。よって、**大阪IRの開業後においては、これまで規模の観点から開催できていなかった大規模な会議については大阪IRで開催することを想定しています。**
- ・また、ITや金融等の産業領域と同様に、医療や製薬の領域のMICEイベントにおいても、着席形式の会議に留まらず、製薬メーカーや医療機器メーカーが出展・協賛する展示会や、飲食を伴うレセプションパーティーの開催など、多様なニーズが存在しており、これら、**会議利用に留まらないMICEイベントについては、大阪IRで開催することを想定しています。**
- ・さらに、**近隣のMICE施設で開催されるイベントにおいても、大阪IRを、レセプション会場として、またはアフターMICEでのレクリエーションの会場として利用いただく等の連携も想定しています。**

<ヒアリング回答(10月28日) 抜粋>

- 大阪府市では、国内外の都市に互する競争力を備えたMICE都市を目指すなど、MICE誘致の推進を重要な取り組みと位置付けている。大阪府市では、大阪府市経済団体、大阪観光局、これが一体となり、大阪MICE推進委員会といったものを立ち上げており、その中で大阪におけるMICE推進方針というものを策定して、MICE推進体制の構築や誘致活動の方向性、こういったものを定めるとともに大阪のMICE拠点の役割分担、機能強化の方向性を定め戦略的にMICE誘致を推進しております。今回、世界水準の規模・質を備えたオールインワンMICE施設の実現は大阪さらには日本にとって更なるMICEの誘致に大きく寄与するものと考えている。そういった中で、**大阪府市としても、個別の国際会議や展示会等の案件が出てきた場合には必要に応じて誘致委員会等を立ち上げ、首長の誘致レターの作成などの誘致活動や広報PR公共用地の活用に係る規制緩和など、こういった各種の開催支援にも積極的にバックアップしながら、大阪IRのMICE、そして大阪関西、日本全体のMICEの向上に繋げていきたいと考えている。**

評価基準8

評価基準8 魅力増進施設

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
8. 魅力 増進施設 (50点)	世界中の観光客を引き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて、日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信することが求められる。また、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①魅力増進施設の 種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②魅力増進施設の 業務の実施体制及び実施方法	あり (コンテンツ) 20点 (発信方法) 20点 (体制及びノウハウ) 10点	・方針について、以下①～③で例示する観点など、日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信し、世界中の観光客を引き付けるために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、ミラノ国際博覧会日本館の事例を参考としつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①コンテンツ</th><th>②発信方法</th><th>③体制及びノウハウ</th></tr><tr><td> <展示> ・展示品の知名度がある ・制作者の知名度がある <鑑賞> ・公演予定団体の知名度がある ・公演予定団体の実績がある <体験> ・そこでしか体験できないものになっている ・理解が深まるようなストーリー性を有する <販売> ・幅広い商品を提供している <消費> ・幅広い商品を提供している 【共通】 ・日本人含め、誰でも楽しめるものとなっている(多言語対応、バリアフリー等) </td><td> ・発信方法に多様性がある(展示、鑑賞、体験、販売、消費等の方法からいくつか選択している) ・各発信方法について工夫されている ・平日、休日を問わずに楽しめるようになっている ・何度もリピートしたいと思えるような工夫がされている </td><td> 運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ制作に携わる主要スタッフにおいて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある </td></tr></table>	①コンテンツ	②発信方法	③体制及びノウハウ	<展示> ・展示品の知名度がある ・制作者の知名度がある <鑑賞> ・公演予定団体の知名度がある ・公演予定団体の実績がある <体験> ・そこでしか体験できないものになっている ・理解が深まるようなストーリー性を有する <販売> ・幅広い商品を提供している <消費> ・幅広い商品を提供している 【共通】 ・日本人含め、誰でも楽しめるものとなっている(多言語対応、バリアフリー等)	・発信方法に多様性がある(展示、鑑賞、体験、販売、消費等の方法からいくつか選択している) ・各発信方法について工夫されている ・平日、休日を問わずに楽しめるようになっている ・何度もリピートしたいと思えるような工夫がされている	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ制作に携わる主要スタッフにおいて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある
①コンテンツ	②発信方法	③体制及びノウハウ								
<展示> ・展示品の知名度がある ・制作者の知名度がある <鑑賞> ・公演予定団体の知名度がある ・公演予定団体の実績がある <体験> ・そこでしか体験できないものになっている ・理解が深まるようなストーリー性を有する <販売> ・幅広い商品を提供している <消費> ・幅広い商品を提供している 【共通】 ・日本人含め、誰でも楽しめるものとなっている(多言語対応、バリアフリー等)	・発信方法に多様性がある(展示、鑑賞、体験、販売、消費等の方法からいくつか選択している) ・各発信方法について工夫されている ・平日、休日を問わずに楽しめるようになっている ・何度もリピートしたいと思えるような工夫がされている	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ制作に携わる主要スタッフにおいて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある								

評価基準8 魅力増進施設

<認識整理>

①コンテンツ

- ・ ガーデンシアターでは、伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマンス集団によるコラボレーション・ショーの実施や、三道体験スタジオでは、日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出による提供などが検討されており、世界中の観光客を引き付け、日本の伝統、文化、芸術等の様々な魅力を発信するための一定の**考慮**がなされた計画であることがうかがえる。
- ・ 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした日本らしい魅力的なコンテンツの提供として、**デジタル技術も活用しつつ日本の伝統芸能や**芸道をテーマとした展示、国内外で高い評価を受ける日本のメディアアーティスト等の作品展示などが検討されており、日本全体の魅力発信に前向きに取り組もうとする姿勢**はある程度評価できる。日本文化初心者への入門編の施設としては期待できると考えられる。**

②発信方法

- ・ 鑑賞、体験など、発信方法に多様性が見受けられ、また、季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新や、企画展に加えて、ワークショップ等の参加型プログラムの実施、その時々ニーズやトレンドに合わせた最適なコンテンツの提供など、リピート促進のための取組に一定の配慮が**うかがえる。**
- ・ 各施設間で連携し、1日の中でイベント等の開催スケジュールが重複しないように設定するなど、来訪客の滞在を促進する工夫が**うかがえる。この点はさらに一歩進んで、平日／休日や休暇シーズンであるかを問わず公演等が開催され、観光客がいつでも楽しめるように、平日／休日等による極端な需要波動・落ち込みを生じさせずに営業の持続可能性を高められるよう、時期・曜日ごとの客層を意識した公演等開催運営上の十分な工夫をすることが期待される。**

③体制及びノウハウ

- ・ 米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活かした運営体制が構築されており、また、施設全体として、長期的な人材育成に向けた姿勢が見受けられ、**ある程度評価できる。**

評価基準8 魅力増進施設

- ・ ガーデンシアターでは、伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマンス集団によるコラボレーション・ショーの実施や、三道体験スタジオでは、日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出による提供などが検討されており、世界中の観光客を引き付け、日本の伝統、文化、芸術等の様々な魅力を発信するための一定の考慮がなされた計画であることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.84～85)>

①魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

3. ガーデンシアター

b. コンテンツ内容

- ・ 日本の伝統文化から現代的なポップカルチャーにいたるまで、時代を問わない日本の魅力を発信する。
- ・ テクノロジーを駆使した現代的かつ芸術的な表現手法を組み入れた、これまでにない革新的な舞台芸術作品の創出をめざす。
- ・ 伝統芸能を身近に体験できるプログラムや、**伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマンス集団によるコラボレーション・ショー等の公演を企画する。**

4. 三道体験スタジオ

b. コンテンツ内容

- ・ **華道・茶道・香道等の日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出によって、五感を通じた体験として提供する。**

<添付資料（三道体験スタジオ）>



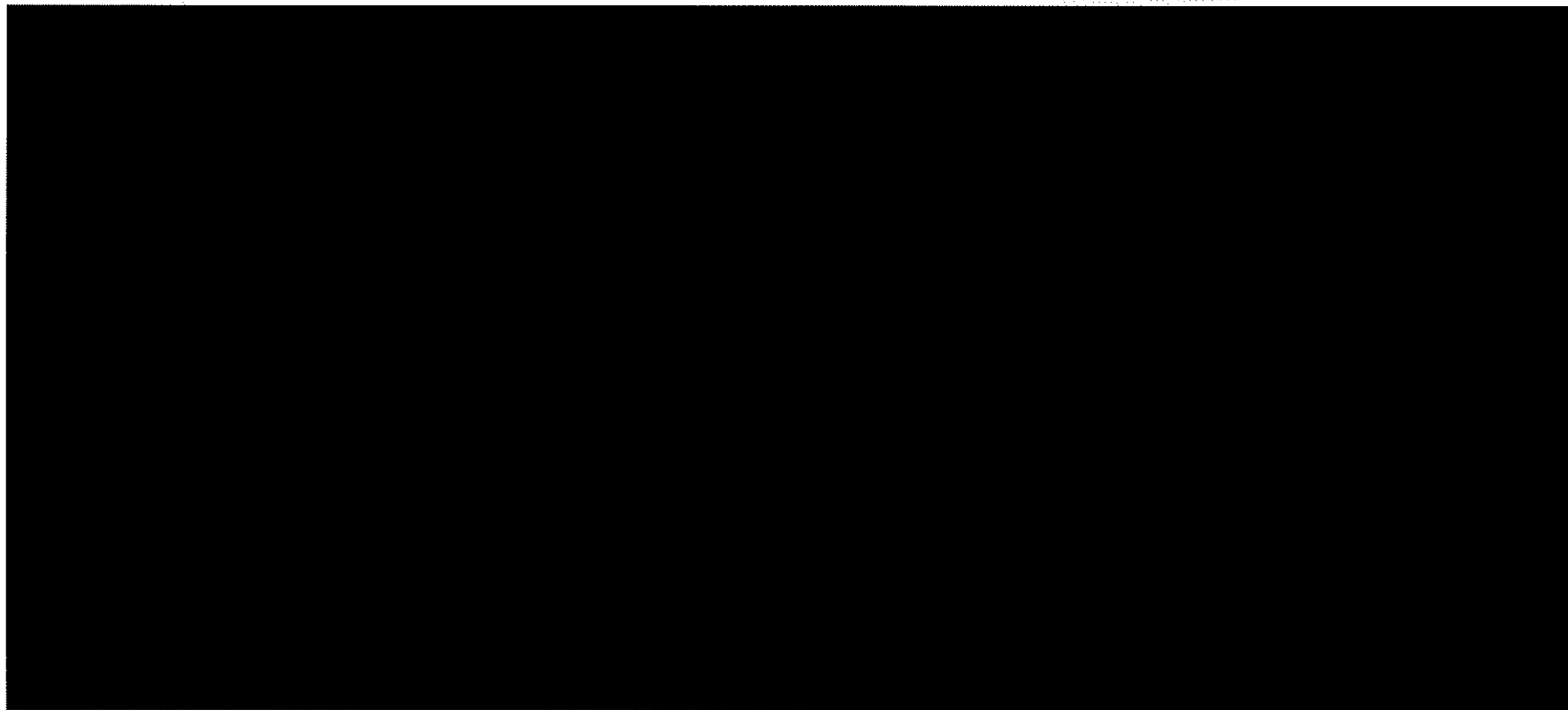
評価基準8 魅力増進施設

- 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした日本らしい魅力的なコンテンツの提供として、デジタル技術も活用しつつ日本の伝統芸能や芸道をテーマとした展示、国内外で高い評価を受ける日本のメディアアーティスト等の作品展示などが検討されており、日本全体の魅力発信に前向きに取り組もうとする姿勢はある程度評価できる。日本文化初心者への入門編の施設としては期待できると考えられる。

<質問回答 抜粋（8月5日提出）>

- 各魅力増進施設においては、日本各地で育まれてきた伝統的な魅力から、現代において、国内外で人気を博している文化的・芸術的な魅力まで、幅広い魅力を発信します。
- また、大阪・関西に所縁の深いコンテンツを核としつつも、大阪・関西にとどまらない日本各地の魅力ある芸能、食、工芸、芸術などを紹介し、大阪IR全体として日本の観光魅力のショーケースとなることをめざします。
- 例えば、以下のような観光魅力の増進・発信を想定しています。
 - ガーデンシアター：能・狂言や、大阪発祥の文楽といった伝統的な芸能から、2.5次元ミュージカルのような現代日本のサブカルチャーまで様々な舞台芸術等の公演。
 - 三道体験スタジオ：古くから関西で親しまれてきた華道、茶道、香道といった伝統的な芸道と、現代の日本が誇る先進的なテクノロジーがコラボレーションした体験の提供。
 - ジャパン・フードパビリオン：大阪・関西の奥深い食文化を発信する多様な飲食店舗を設置。また、大阪・関西に留まらず、広く日本の食の魅力を発信するイベントを企画。
 - 関西ジャパンハウス：工房スペースには大阪・関西及び日本全国から職人を誘致し、各地の伝統工芸品の魅力を発信。
 - 関西アート&カルチャーミュージアム：大阪・関西に所縁の深いアーティストによる作品や、国内外で高い評価を受ける日本のメディアアーティスト等の作品を展示。

<添付資料（関西ジャパンハウス 内観）>



評価基準8 魅力増進施設

<10月28日ヒアリングにおける申請者回答抜粋>

日本の魅力発信に関する申請者の回答(IR事業者:オリックス)

- 大阪IRでは5つの魅力増進施設を計画しており、大阪関西だけでなく、日本各地の幅広い魅力を取り扱って国内外に向けて発信していきたい、また、その上で日本各地の観光の振興にも寄与していきたいと考えている。
- ガーデンシアターについては、日本の伝統芸能を中心というところで、こちらは大阪関西にとどまる(内容)ということではない。
- 三道体験スタジオについては、お茶や香り、お花といった日本の芸道をテーマとした展示を行い、関西に限定したものではなく、広くテクノロジーを使いながら発信していくことを考えている。
- ジャパン・フードパビリオンについては、日本の食文化を発信する。提案資料の中に大阪IRにおける飲食に関心を表明している企業の意向表明書を添付させていただいており、こちらは確かに大阪・関西のものだったが、大阪関西のみとするのではなく、日本の様々な食、あるいは国産の食材、各地のお酒を提供して、日本各地の食を発信していきたいと考えている。
- 関西ジャパンハウスについては、47都道府県から順々に工芸の職人を誘致して、制作風景の発信するといった内容を考えている。
- 関西アート&カルチャーミュージアムについては、大阪関西に居住している作家だけでなく、日本の様々な作家の作品などを展示していくことを考えている。

- 鑑賞、体験など、発信方法に多様性が見受けられ、また、季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新や、企画展に加えて、ワークショップ等の参加型プログラムの実施、その時々ニーズやトレンドに合わせた最適なコンテンツの提供など、リピート促進のための取組に一定の配慮がうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.85～87)>

①魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

3. ガーデンシアター

- 日本の伝統的及び現代的な要素を取り入れた新しいコンテンツの創造に継続的に取り組み、その時々ニーズやトレンドに合わせた最適なコンテンツを提供する。

4. 三道体験スタジオ

- 季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新を行い、プログラムや体験を変化させる。再訪時には前回とは異なる体験ができるよう工夫を行う。

5. ジャパン・フードパビリオン

- 地元のシェフやレストラン、企業と連携した大小様々なイベントの実施及び次世代の料理人の発掘・継続的な育成による新たなコンテンツの創造を通して、「食」における新たな体験価値を地域とともに継続的に創出する。

6. 関西ジャパンハウス

- 定期的に工房に滞在する職人の入替えを行う。

7. 関西アート&カルチャーミュージアム

- 企画展の開催に加えて、ワークショップ等の参加型のプログラム等、多彩な体験でリピーターの来館を促す。

評価基準8 魅力増進施設

- 各施設間で連携し、1日の中でイベント等の開催スケジュールが重複しないように設定するなど、来訪客の滞在を促進する工夫がうかがえる。この点はさらに一歩進んで、平日／休日や休暇シーズンであるかを問わず公演等が開催され、観光客がいつでも楽しめるように、平日／休日等による極端な需要波動・落ち込みを生じさせずに営業の持続可能性を高められるよう、時期・曜日ごとの客層を意識した公演等開催運営上の十分な工夫をすることが期待される。

<質問回答 抜粋（8月5日提出）>

- 各施設におけるイベントの開催頻度は現時点で未定ですが、多様な来訪者が複数回訪れても楽しむことができるよう、一定期間ごとに入れ替えるなど、年間を通じて様々なイベントを提供することを考えています。また、来訪者が複数の魅力増進施設を回遊して楽しむことができるなど、大阪IRにおける滞在体験を最大化できるよう、施設間で連携した1日のなかでの開催スケジュールの設定、連動したPRの実施といった工夫を行うことを想定しています。

評価基準8 魅力増進施設

- 米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活かした運営体制が構築されており、
.....

<区域整備計画 抜粋 (p.88～89)>

②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法

(1)ガーデンシアター

- 大学や職業訓練プログラム、人材エージェント等と連携し、IR事業者で雇用する。
- **米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活用し**、開業準備期間を通して、施設運営に携わるメンバーにこれらの知見の定着を図る。開業後には、実際の運営を通じて日本の魅力の増進及び発信に精通した人材を長期的に育成することで、持続的な運営体制を構築する。

(2)三道体験スタジオ

- IR事業者で雇用する従業員を、適性に応じて配置する。
- IR事業者内に運営担当者を配置し、国内外で類似の施設及びイベントの運営実績を有する企業等の協力のもと、開業準備期間における研修を通してIR事業者内にこれらの知見の定着を図る。また実際の運営を通じて、イベントを含むコンテンツの企画・運営における専門性の高い人材を長期的に育成する。

(3)ジャパン・フードパビリオン

- 熟練度を要する調理工程には、国内外より高度技術を有した人材を確保する。同時に、セントラルキッチン方式を採用し調理工程を効率化することで、熟練度に関係なく幅広い人材を確保する。熟練度が高い人材によるOJT※を通じて、熟練度の浅い人材の育成を推進する。※OJT: On-The-Job Trainingの略称であり、職務現場においての業務を通して行う教育訓練のことを指す。
- また、調理師学校や地域の複数の専門学校・大学と連携し、長期的な観点で、人材発掘と育成に取り組む。

(4)関西ジャパンハウス

- 施設内の工房で働く職人に関しては、全国各地の工房から誘致し、施設のマネジメントを行う人材については、芸術性や実用性に優れる工芸品を見極め、その魅力を発信できる人材を外部から確保する。また、工芸に関心のある若い人材を採用し、施設内でのOJTや各地の工房での現場体験を通じて長期的に育成する。

(5) 関西アート&カルチャーミュージアム

- **ラスベガスでアートギャラリーを運営するMGMのアート&カルチャー部門が有するネットワーク等を活用し、学芸員及び日本の芸術・文化に造詣が深い人材を国内外から確保する。**
- **MGMが施設運営の経験に基づいて作成したガイドラインをIR事業者を提供し、美術品の取扱い等に関する専門的な研修を通じて長期的な人材育成を行う。**

評価基準8 魅力増進施設

- ・ ……また、施設全体として、長期的な人材育成に向けた姿勢が見受けられ、ある程度評価できる。

<区域整備計画 抜粋 (p.88～89)>

②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法

(1)ガーデンシアター

- ・ 大学や職業訓練プログラム、人材エージェント等と連携し、IR事業者で雇用する。
- ・ 米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活用し、開業準備期間を通して、施設運営に携わるメンバーにこれらの知見の定着を図る。開業後には、実際の運営を通じて日本の魅力の増進及び発信に精通した人材を長期的に育成することで、持続的な運営体制を構築する。

(2)三道体験スタジオ

- ・ IR事業者で雇用する従業員を、適性に応じて配置する。
- ・ IR事業者内に運営担当者を配置し、国内外で類似の施設及びイベントの運営実績を有する企業等の協力のもと、開業準備期間における研修を通してIR事業者内にこれらの知見の定着を図る。また実際の運営を通じて、イベントを含むコンテンツの企画・運営における専門性の高い人材を長期的に育成する。

(3)ジャパン・フードパビリオン

- ・ 熟練度を要する調理工程には、国内外より高度技術を有した人材を確保する。同時に、セントラルキッチン方式を採用し調理工程を効率化することで、熟練度に関係なく幅広い人材を確保する。熟練度が高い人材によるOJT※を通じて、熟練度の浅い人材の育成を推進する。※OJT: On-The-Job Trainingの略称であり、職務現場においての業務を通して行う教育訓練のことを指す。
- ・ また、調理師学校や地域の複数の専門学校・大学と連携し、長期的な観点で、人材発掘と育成に取り組む。

(4)関西ジャパンハウス

- ・ 施設内の工房で働く職人に関しては、全国各地の工房から誘致し、施設のマネジメントを行う人材については、芸術性や実用性に優れる工芸品を見極め、その魅力を発信できる人材を外部から確保する。また、工芸に関心のある若い人材を採用し、施設内でのOJTや各地の工房での現場体験を通じて長期的に育成する。

(5) 関西アート&カルチャーミュージアム

- ・ ラスベガスでアートギャラリーを運営するMGMのアート&カルチャー部門が有するネットワーク等を活用し、学芸員及び日本の芸術・文化に造詣が深い人材を国内外から確保する。
- ・ MGMが施設運営の経験に基づいて作成したガイドラインをIR事業者に提供し、美術品の取扱い等に関する専門的な研修を通じて長期的な人材育成を行う。

評価基準13

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
13. その他 観光旅客 の 来 訪・ 滞在促進 施設(30 点)	コンテンツやサー ビスが、国際競争 力と高いクオリティ を有し、外国人旅 行客をはじめとし た幅広い人々が楽 しむことのできる観 光資源であること が求められる。ま た、施設の運営や コンテンツの調達・ 開発など、計画さ れた事業を実施す るために必要な体 制及びノウハウを 備えていることが 求められる。	①その他観光旅客の来訪 及び滞在の促進に寄与 する施設の種類、機能、 規模、外観及び内装の 特徴、設置及び運営の 方針 ②その他観光旅客の来訪 及び滞在の促進に寄与 する施設の業務の実施 体制及び実施方法	なし	・方針について、以下①、②で例示する観点など、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行客をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①コンテンツ・サービス</th><th>②体制及びノウハウ</th></tr><tr><td> ・世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている </td><td> 運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある </td></tr></table>	①コンテンツ・サービス	②体制及びノウハウ	・世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある
①コンテンツ・サービス	②体制及びノウハウ							
・世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある							

<認識整理>

- ・ 夢洲シアターでは、世界的なアーティストによるコンサートやパフォーマンス等が行われ、コンテンツに応じてVIP・ビジネス・ファミリー層の誘引が計画されており、外国人旅行客をはじめとした幅広い客層が楽しめる施設となっており、また、公演期間・開催頻度について、中長期公演と単発のイベントをローテーション形式で開催することなど、IR施設への集客力を高める観点から、安定的に魅力的なコンテンツを提供していく姿勢がうかがえる。他方、現状での説明から判断すれば、現時点ではシンガポールの施設などには及ばないかもしれない面もあり、計画の磨き上げを求める。
- ・ また、ガーデンシアターや関西ジャパンハウスなどの魅力増進施設といった他のIR施設と一体となって楽しめるよう工夫されていることがうかがえるが、平日・休日を問わず国内外からの集客力を高め、曜日による極端な需要波動・落ち込みを生じさせずに営業の持続可能性を高められるよう、来訪・滞在を促せるコンテンツのラインナップ・定期的な組替えの具体化を行うことが重要である。
- ・ また、ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレーでは、来訪者のナイトライフを充実させるエンターテインメント性に富んだ「食」体験の提供や、Luxuryリテールでは、世界トップクラスのハイブランドを集積した非日常的なショッピング体験の提供が検討されており、外国人旅行客や国内外の富裕層をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできるよう配慮されていることはうかがえる。
- ・ 運営体制について、エンターテインメント施設では、アーティスト・関係プロモーターとのネットワークを活用した誘致の実施や、飲食施設では、MGMのラスベガスでの運営の知見を活かし、IR事業者による直営を中心とするといった記述があり、MGMの実績を活かしていこうとしていることは、前向きな姿勢としてはある程度評価できる。

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

- 夢洲シアターでは、世界的なアーティストによるコンサートやパフォーマンス等が行われ、コンテンツに応じてVIP・ビジネス・ファミリー層の誘引が計画されており、外国人旅行客をはじめとした幅広い客層が楽しめる施設となっており、また、公演期間・開催頻度について、中長期公演と単発のイベントをローテーション形式で開催することなど、IR施設への集客力を高める観点から、安定的に魅力的なコンテンツを提供していく姿勢がうかがえる。他方、現状での説明から判断すれば、現時点ではシンガポールの施設などには及ばないかもしれない面もあり、計画の磨き上げを求める。

<区域整備計画 抜粋 (p.103～104)>

①その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

2. エンターテインメント施設

(2) 夢洲シアターの概要

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- 世界的なアーティストによるコンサートや映画・音楽の授賞式に加えて、グローバルなコンテンツ展開を行うエンターテインメント企業、世界で活躍するクリエイティブなアーティスト・パフォーマー等とのコラボレーションにより、新しいエンターテインメントを世界に向けて発信する。
- 既に知名度の高いエンターテイナーだけでなく、大阪・関西・日本における新たな才能の発掘と育成に取り組み、日本のエンターテイナーを世界に向けて発信していく舞台となる。

(b) ターゲットとする客層

- コンテンツに応じて、ビジネス客からファミリー層まで幅広い来訪者・客層をターゲットとする。
- 世界的なスターのイベントでは、VIPやMICEイベントへの参加者をはじめ国内外からの多様な客層をターゲットとして大阪IRに誘引する。
- 大阪IRでしか見られないショーやイベントのほか、誰もが楽しめるエンターテインメント・コンテンツを多数展開することで、訪日外国人旅行者、国内旅行者、関西地域の住民など幅広い客層の誘客を促進する。

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

＜質問回答 抜粋（8月22日提出）＞

＜公演や団体誘致等の計画の考え方について＞

- ・ 夢洲シアターでは、音楽、ダンスなどのパフォーマンスから、ボクシングなどのスポーツ関連のイベント、和太鼓などの日本の伝統的な演目まで、国内外の様々なエンターテインメントを提供する予定です。
- ・ MGM・オリックスは、既に以下のようなパートナーから、大阪IRでの公演に関心を示すLOE(Letter of Endorsement)を取得しています(「大阪IR_質問番号3_回答・別紙関心表明書の取得先(その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設:夢洲シアター)No.1～3」を参照ください。)。また、その他にも、MGMが米国やマカオのIR施設の運営を通して構築してきた様々なアーティストやパフォーマーとのネットワークを活かして、トップクラスのエンターテイナーを大阪IRに誘致していきます。

関心表明書の取得先（その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設：夢洲シアター）

➤	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
➤	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
➤	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]

No.	パートナー名	説明
[Redacted]		

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

<質問回答 抜粋（8月22日提出）>

<公演や団体誘致等の計画の考え方について>

- ・ 夢洲シアターのような大規模なエンターテインメント施設においては、**安定的に魅力的なコンテンツを提供するため、コンサートプロモーターと連携してツアー公演等の誘致を行い、年間のイベントカレンダーを作成することが重要です。**

<公演の価格帯や開催頻度などの考え方について>

- ・ 開催頻度は公演形態や公演内容によって異なりますが、現時点では、**夢洲シアターのコンテンツは、一定の期間にわたる中長期公演と単発のイベントをローテーション形式で開催することを想定しており、中長期公演を実施する場合には、[REDACTED]の公演を想定しています。**
- ・ また、**単発のイベントの場合は、土日や平日の夜を中心に、大阪IRの他施設のイベント状況も踏まえて、公演スケジュールを設定することを考えています。**

<10月28日ヒアリングにおける申請者回答抜粋>

夢洲シアターに関する申請者の回答(IR事業者:オリックス)

- [REDACTED]といったトップアーティストについては、日本ではドーム球場が満席になるような規模で公演していると認識。一方、**ラスベガスのMGMの施設では、[REDACTED]**

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

- また、ガーデンシアターや関西ジャパンハウスなどの魅力増進施設といった他のIR施設と一体となって楽しめるよう工夫されていることがうかがえるが、平日・休日を問わず国内外からの集客力を高め、曜日による極端な需要波動・落ち込みを生じさせずに営業の持続可能性を高められるよう、来訪・滞在を促せるコンテンツのラインナップ・定期的な組替えの具体化を行うことが重要である。

<10月28日ヒアリングにおける申請者回答抜粋>

- ファミリー層の方にも楽しんでもいただける施設にしていきたいと考えている。
- ・ MUSUBIホテルについては、子供連れの方を含めた幅広い来訪者をターゲットにした宿泊施設となっている。子供も楽しめるプールや、大浴場、ビュッフェなどを計画している。
- ・ コンサバトリーについては、宿泊施設の一つであるMGM大阪の中に位置しており、展示スペース空間にて、様々なテーマに沿ったアートの展示やインスタレーションを展示し、宿泊しないお客様にも楽しんでもいただきたいと考えている。なお、コンサバトリーはラスベガスのMGMの施設でも非常に集客力のある施設となっている。
- ・ ガーデンシアターについては、日本の伝統芸能や歌舞伎などを含め、魅力発信していく。また、テクノロジーとの融合や海外のコンテンツ・パフォーマンスとのコラボレーションするような形で、敷居を高くせず、ファミリー層や海外からのお客様も含めて楽しんでもいただけるようにしていくことを考えている。
- ・ ジャパン・フードパビリオンについては、大阪関西にとどまらない、日本の多様な食の魅力と、体験型のイベント・ワークショップなどを通じて、魅力を発信していく。
- ・ 関西ジャパンハウスについては、日本の工芸品を中心に、物販だけでなく制作風景を見られる方法を設けることや、体験制作もできるような形で、子供も楽しめるように考えている。
- ・ 関西アート・カルチャーミュージアムについては、日本の新しいアーティストを含め、体験型のプログラム、ワークショップなども含めて、身近に楽しんでもいただける形で発信していきたい。
- ・ これらの施設と夢洲シアターや屋外空間が一体となり、ファミリー層にも十分に楽しんでもいただける大阪IRになると考えている。

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

- また、ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレーでは、来訪者のナイトライフを充実させるエンターテインメント性に富んだ「食」体験の提供や、Luxuryリテールでは、世界トップクラスのハイブランドを集積した非日常的なショッピング体験の提供が検討されており、外国人旅行客や国内外の富裕層をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできるよう配慮されていることはうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.105～106)>

①その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

3. 飲食施設

(3) ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテインメント施設の概要

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- 来訪者のナイトライフを充実させるエンターテインメント性に富んだ「食」の体験を提供する。

(b) ターゲットとする客層

- 富裕層やナイトエンターテインメントを求める訪日外国人旅行者を主なターゲットとする。

4. 物販施設

(2) Luxuryリテールの概要

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- 世界トップクラスのハイブランドをアジア有数の規模で集積させ、非日常的なショッピング体験を提供する。

(b) ターゲットとする客層

- 国内外の富裕層をターゲットとする。カップルや家族連れ等カジノを利用しない富裕層に対しても充実したショッピング体験を提供する。

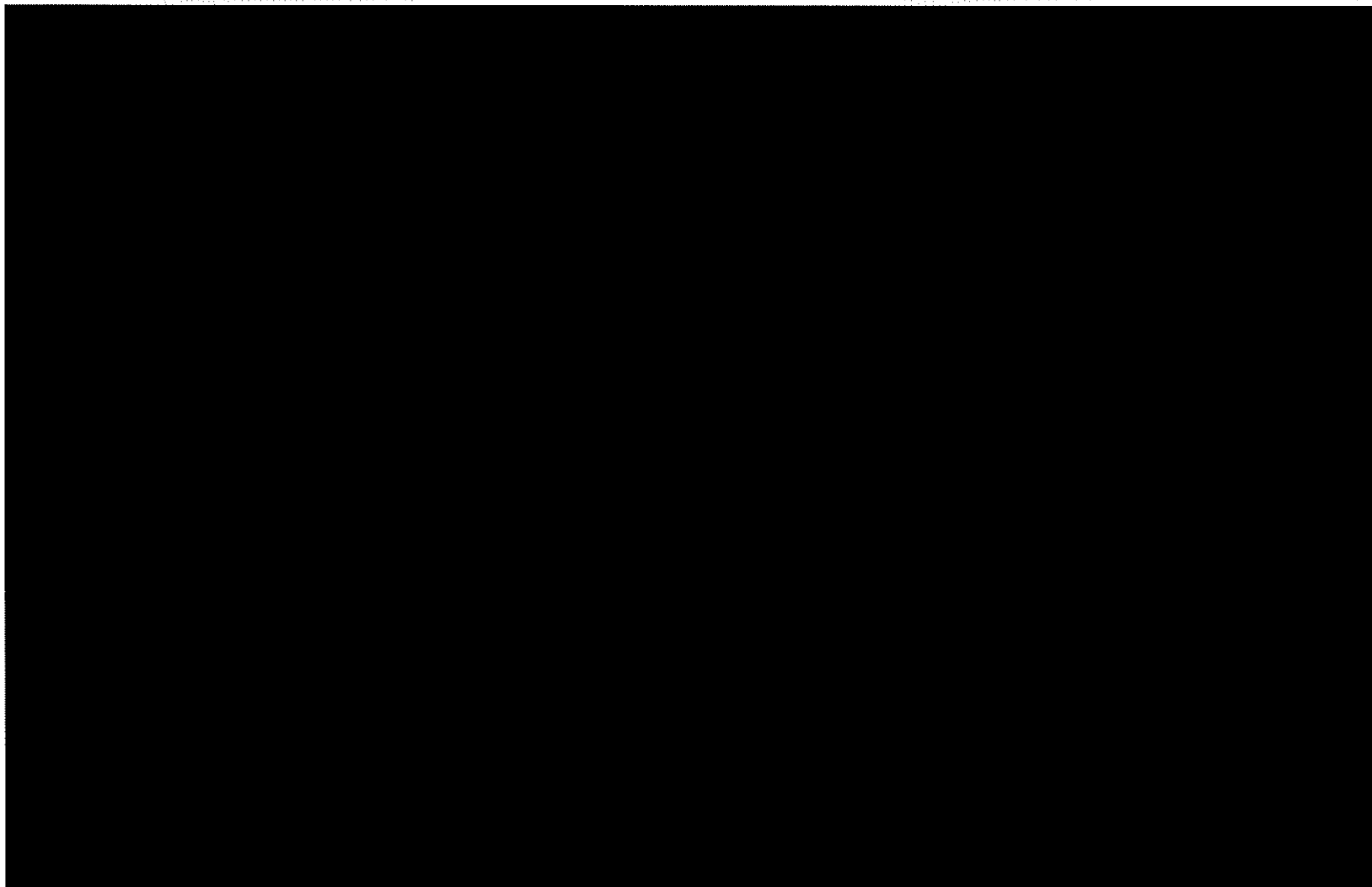
評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

<質問回答 抜粋（8月22日提出）>

- ジャズクラブでは、酒類を含むドリンクや軽食をアラカルト方式で注文できるテーブルサービスを提供しながら、**言語の違いを関係なく楽しむことができるジャズの生演奏を行う予定**です。**を計画**しています。営業時間はを想定していますが、午後11時以降は、受付にて年齢確認を行い、20歳未満の入店を禁止することを検討しています。
- サパークラブでは、**を計画**です。営業時間はを想定していますが、ジャズクラブと同様、深夜営業の時間帯においては、20歳未満の来場者の入店を制限することを検討しています。
- バーアレーでは**を検討**しています。また、深夜の時間帯においても、来訪者の飲食ニーズに対応すべく、一部の店舗においては、軽食だけではなく、ディナーメニューも提供する計画です。バーアレーの営業時間は未定ですが、終夜営業を行う店舗の設置も検討しています。なお、各店舗において、必要に応じて年齢確認を実施する予定です。

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

＜添付資料（ナイトエンターテイメント施設 外観・内観）＞



評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

- 運営体制について、エンターテインメント施設では、アーティスト・関係プロモーターとのネットワークを活用した誘致の実施や、飲食施設では、MGMのラスベガスでの運営の知見を活かし、IR事業者による直営を中心とするといった記述があり、MGMの実績を活かしていこうとしていることは、前向きな姿勢としては相応に評価できる。

<区域整備計画 抜粋 (p.108)>

②その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の業務の実施体制及び実施方法

1. エンターテインメント施設

(1) 運営体制、参画企業とその実績

- IR事業者による直接運営とする。ショーコンテンツの制作等の専門性を要する業務や、セキュリティや清掃といった特定の業務については外部のパートナーと連携し、IR事業者内の担当部署がマネジメントを行う。
- IR事業者内の担当部署が、専門的な知見及び実績のあるコンテンツ・プロバイダーと連携してパフォーマー等との交渉や誘致を行い、年間カレンダーを作成する。マーケティングやプロモーションを実施しながらイベント企画やチケット販売を行うことで、クオリティの高い魅力的なコンテンツの創出をめざす。

2. 飲食施設

(1) 運営体制、参画企業とその実績

- MGMのラスベガスでの飲食施設運営の知見を活かし、IR事業者による直営を中心とする。一部、第三者へのリース方式や運営委託方式を戦略的に導入する。連携先は、大阪・関西のシェフやレストラン、国際的なコンテストでの実績を有する国外のシェフやレストラン等とする。

3. 物販施設

(1) 運営体制、参画企業とその実績

- Luxuryリテールは各ハイブランドへのリース方式による運営、その他リテールはIR事業者による直営または第三者へのリース方式や運営委託とする。MGMはラスベガスやマカオで大規模なLuxuryリテール運営の実績を有しており、既に複数のハイブランドから関心表明を受領している。

No.	パートナー名	説明

評估基準21

評価基準21 財務の安定性

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク		
21. 財務 の安定性 (50点)	財務面から みて安定的 であり、業績 が下振れした 場合にも適切 に対応し、長期 的に事業を継 続できること が求められる。	①IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額 ②収支計画及び資金計画(収入等の前提となる指標やその設定条件含む) ③財務の状況が悪化した場合の措置(想定リスクと対処方針)	なし	- 以下①～③について、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、財務面からみて安定的かつ長期的に事業を継続できるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、申請者が想定する事業期間における財務の安定性に係る考え方や、国内外の類似事例にも留意するものとする。		
				①収入等の前提となる指標やその設定条件	②収益性と安全性 (財務三表より確認)	③財務の状況が悪化した場合の措置
				IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する	- 財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <確認する指標> (収益性) ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン($\text{EBITDA} \div \text{営業収益}$) ・営業利益 ・営業利益率($\text{営業利益} \div \text{営業収益}$) ・当期純利益 ・ROE($\text{当期純利益} \div \text{株主資本}$) ・ROA(総資本利益率) (安全性) ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ	・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する (※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む

<認識整理>

- ・ 事業期間は区域整備計画の認定後35年間とされており、開業2年目にはフリーキャッシュフローが黒字化し借入金の返済を開始し、以降は、**順調に返済を進展させるとともに、IR施設の修繕やコンテンツ更新といった再投資等にもある程度**充てられる計画となっており、**財務面の安定性があると評価できる。**
- ・ 業績が計画を下回る想定として、ショックケースとダウンケースのシミュレーションを実施し、それぞれで事業存続が可能であると確認しており、具体的な検証を行っていることはうかがえるが、財務状況が悪化するリスクが顕在化した場合において、計画された対処方針が確実に実施され、長期間にわたって安定的でIRの運営が確保されることについて継続的に確認されることが求められる。また、社会情勢等の変化により、認定申請時には認識していなかった金利の上昇や物価上昇が生じていることについても、今後、その動向に特に留意が必要である。
- ・ 例えば、計画において収支計算上のシニアローンの利息支払等の計算に用いている貸入金利に関しては、それに相応する現在の市場の実勢金利(該当する銀行間レートをベースに一定の加算により算定されるレート)は、当該申請者が用いた金利レートより既に多少高い水準に至っていると考えられる。
- ・ また、**前述の安定性は、長期に渡ってカジノ事業への集中度が高いことによりIR収益全体におけるカジノ収益の割合が高い水準で維持される計画となっていることが主たる要因であると読み取ることができ、当該事業集中度が高いことによって、事業ポートフォリオ面で、社会的なリスクを伴い、長期的な潜在的不安定要因となり得る点が懸念される。**

<委員会として求める事項案>

- ・ 全体収益の約8割をカジノ事業が占めており、中長期的に見ても、その割合が大きく変わらないことが見受けられるところ、IRとして長期的に安定した事業実施を行う観点から、カジノ事業以外への投資により収益増加に向けた取組がなされるよう、改善が求められる。

評価基準21 財務の安定性

- 事業期間は区域整備計画の認定後35年間とされており、開業2年目にはフリーキャッシュフローが黒字化し借入金の返済を開始し、以降は、順調に返済を進展させるとともに、IR施設の修繕やコンテンツ更新といった再投資等にもある程度充てられる計画となっており、財務面の安定性があると評価できる。

<区域整備計画 抜粋 (p.142)>

1. 収支計画

(4) 予定キャッシュ・フローの見通し

- 建設期間は、建設コスト及び開業準備費の支出を株主からの出資及び金融機関からの借入で調達。
- 運営開始後は、営業キャッシュ・フローが黒字化する開業2年目から金融機関に対する借入返済を本格化。
- 開業2年目に営業キャッシュ・フロー及びフリーキャッシュ・フローが黒字化。事業から創出したキャッシュは、金融機関からの借入の返済に充てると同時に、IR施設の経常修繕・大規模修繕、コンテンツ更新・開発等への投資を行うことを想定。

評価基準21 財務の安定性

- 業績が計画を下回る想定として、ショックケースとダウンケースのシミュレーションを実施し、それぞれで事業存続が可能であると確認しており、具体的な検証を行っていることはうかがえるが、財務状況が悪化するリスクが顕在化した場合において、計画された対処方針が確実に実施され、長期間にわたって安定的でIRの運営が確保されることについて継続的に確認されることが求められる。また、社会情勢等の変化により、認定申請時には認識していなかった金利の上昇や物価上昇が生じていることについても、今後、その動向に特に留意が必要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.144～145)>

1. 財務状況を悪化させるリスクと対処方法

(1) 財務状況を悪化させるリスク

大阪IRのリスクに関しては、保険アドバイザーによる分析とともに、MGMの複数の国及び地域でのIRの運営経験、IR事業の特性や夢洲の立地・地盤状況を踏まえて抽出している。そのうち、主なものは以下のとおり。

(注: 以下、計画内容を適宜省略)

a. 建設中・運営中共通のリスク

(b) 経済環境の変化によるリスク

- ・ **建設費の高騰**、人件費の増加、需要が計画上の数値よりも下振れする等のリスク

b. 建設中のリスク

(a) スケジュール遅延リスク

- ・ IR事業に必要な許認可の取得の遅れや不認可、アクセス道路(橋・トンネル)の不通による工事の遅延、事業用地の沈下対策、液状化対策、夢洲内での他の工事及び催事との輻輳等による工事の遅延、環境汚染等のリスク

(b) **建設コスト増加リスク**

- ・ (a)に記載の遅延要因、沈下等の地盤対策や経済環境の変化等による建設コストの増加リスク

c. 運営中のリスク

(c) 需要低迷リスク

- ・ 中国人顧客の来日・来阪人数の減少(特にVIPとプレミアムマス顧客)等の地政学リスク、競合施設開業リスク、日本政府の規制強化(入場規制強化等)、マイナンバーカードの普及が進まない等の影響による日本人顧客数の計画未達等の需要低迷リスク

<区域整備計画 抜粋 (p.146)>

事業計画を策定するに当たり、**業績が事業計画を下回るケース(ストレスケース)として、ショックケースとダウンケースの2種類のケースを想定しシミュレーションを実施。そのような場合にも、長期的に事業を継続できることを検証済みである。**

a. ショックケース(一時的に大きな収入減が発生)

大地震等の大きな災害、感染症を含む疫病、経済危機、隣国との外交不安等により、一時的な施設閉鎖や来訪者数がゼロになる可能性が想定される。過去の海外IR事業では半年以上の施設全面閉鎖の事例は存在しないことから、最大12か月間、売上がゼロでも事業存続可能となる手元流動性必要額を約1,000億円と試算し、当該金額が確保できるよう以下の対策を講じる。

- (a) 平常時から緊急時用の現預金を確保
- (b) 借入返済準備金を確保
- (c) 金融機関からの運転資金コミットメントラインを設定

b. ダウンケース(業績が計画を下回る状態が継続)

計画上の需要見込みと実需要の乖離、近隣に競合施設が複数できること、交通環境の著しい変更(空港の廃止等)等の要因により、需要や収入が事業計画を下回る状況が中・長期間続く可能性が想定される。試算の結果、カジノ事業の需要が事業計画上の見込みより25%程度計画を下回ったとしても、以下を含めた理由及び対策により、一定程度の事業耐性があることを検証済みである。

- ・ IR事業は変動比率が高い収益モデルであること
- ・ 需要乖離の程度に応じて適宜採用人数等の調整等により人員配置の最適化を早期に実施

評価基準21 財務の安定性

<質問回答 抜粋 (9月5日提出)>

- ・ ダウンケースの検討としては、[REDACTED] GGRが事業計画より25%下回る場合以外のものとして、例えば、以下のようなケースの検討を行っています。

<[REDACTED] ケース>

- [REDACTED]
- [REDACTED] 事業計画への影響を検証。

<[REDACTED] ケース>

- [REDACTED]
- [REDACTED] 事業計画への影響を検証。

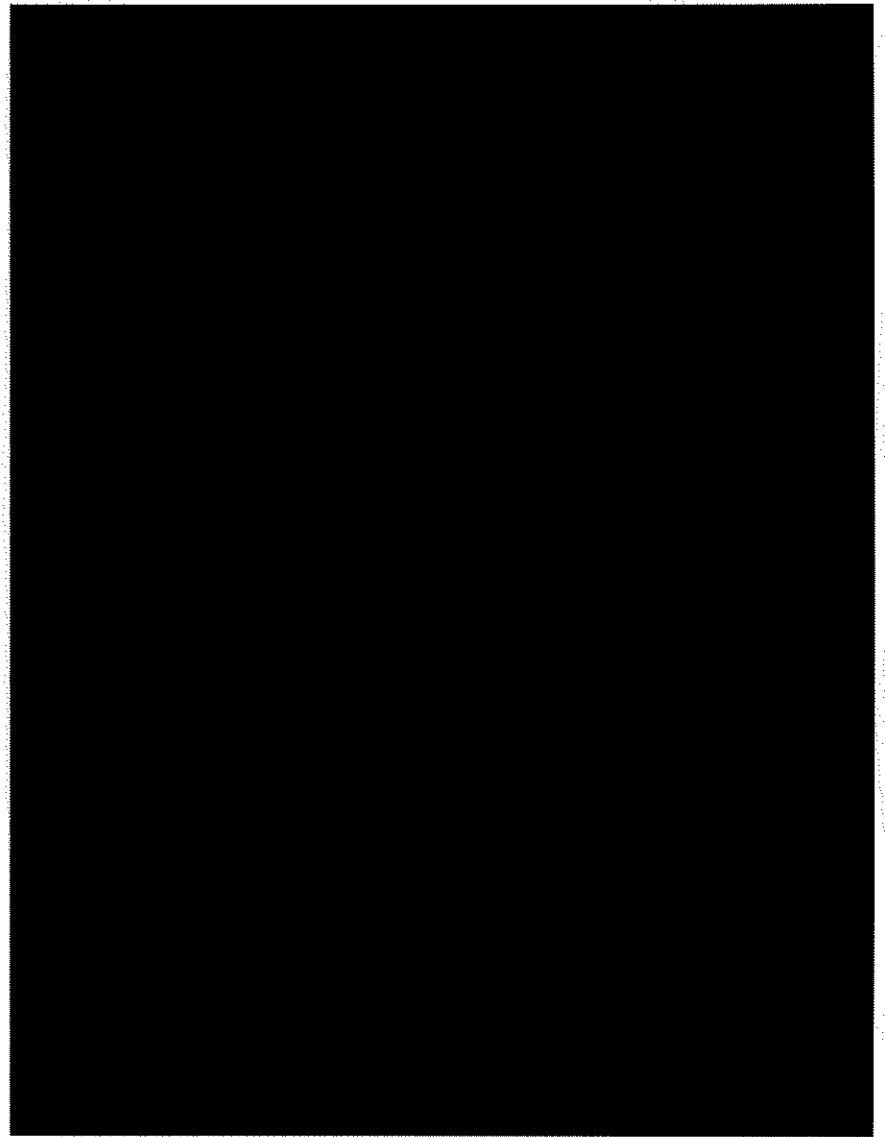
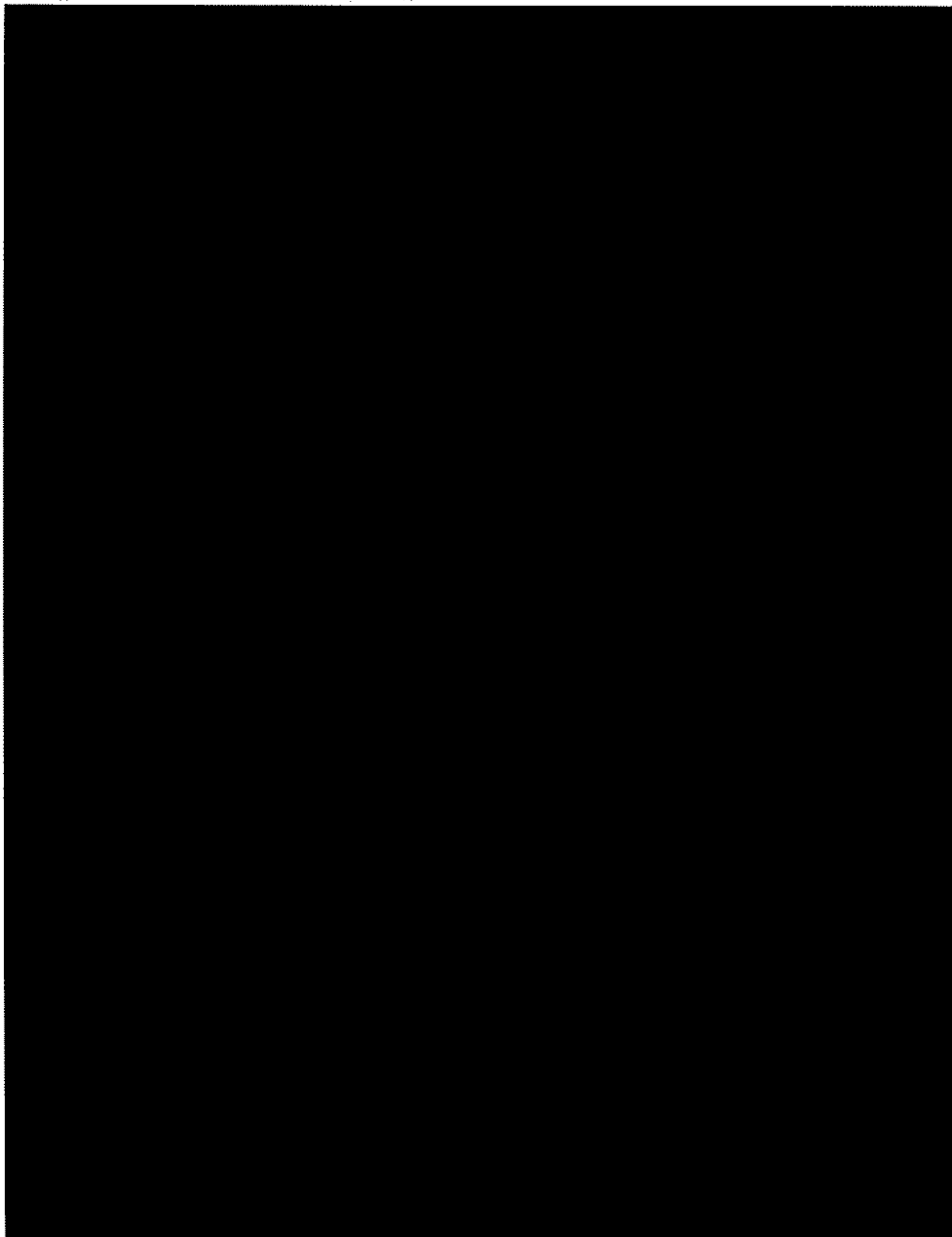
- ・ なお、上記のダウンケースの検討においても、事業が破綻するような評価には至っていません。

<10月28日ヒアリングにおける申請者回答抜粋>

資材価格高騰への対応策に関する申請者の回答(IR事業者:オリックス)

- 基本計画をベースに、事業者としては、設計会社やゼネコンと協議をしながら、コストについては一定試算をしてきたところである。ただし、この間の世界的な物価上昇や、急激な円安ということが起きているので、やはりマクロ経済の環境それからこの先の見通しについてはしっかりと注視しながら今現在進めている計画がきちんと実現出来るよう、また[REDACTED]進めていきたいと考えている。

<参考>



評価基準21 財務の安定性

- 例えば、計画において収支計算上のシニアローンの利息支払等の計算に用いている貸入金利に関しては、それに相応する現在の市場の実勢金利（該当する銀行間レートをベースに一定の加算により算定されるレート）は、当該申請者が用いた金利レートより既に多少高い水準に至っていると考えられる。

<添付資料(融資確約書) 抜粋>



<事業計画書 抜粋>

【有利子負債・支払利息推移】

	2023/3	2024/3	2025/3	2026/3	2027/3	2028/3	2029/3	2030/3	2031/3	2032/3	2033/3	2034/3	2035/3	2036/3	2037/3	2038/3	2039/3	2040/3
	FY1	FY2	FY3	FY4	FY5	FY6	FY7	FY8	FY9	FY10	FY11	FY12	FY13	FY14	FY15	FY16	FY17	FY18
シニアローン 期末残高																		
期中借入額																		
期中返済額																		
金利 (%)																		
当期支払利息																		
アレンジメントフィー																		
コミットメント手数料																		
消費性ローン 期末残高																		
期中借入額																		
期中返済額																		
金利 (%)																		
当期支払利息																		
アレンジメントフィー																		
コミットメント手数料																		
運転資金用コミットメントライン 期末残高																		
期中借入額																		
期中返済額																		
金利 (%)																		
当期支払利息																		
アレンジメントフィー																		
コミットメント手数料																		

評価基準21 財務の安定性

- また、前述の安定性は、長期に渡ってカジノ事業への集中度が高いことによりIR収益全体におけるカジノ収益の割合が高い水準で維持される計画となっていることが主たる要因であると読み取ることができ、当該事業集中度が高いことによって、事業ポートフォリオ面で、社会的なリスクを伴い、長期的な潜在的不安定要因となり得る点が懸念される。

●収支計画

- 開業3年目期のIR事業全体の売上高は約5,200億円、当期純利益は約750億円を見込む。
- 開業3年目期においては、カジノ事業からの収益は約4,200億円(全体収益の80%程度)、非カジノ事業からの収益は約1,000億円(全体収益の20%程度)を見込む。

●カジノ・非カジノ収益と比率の推移(大阪IR)

●カジノ・非カジノ収益と比率の推移(大阪IR)			(開業3年目)	(5年目)	(10年目)	(15年目)	(20年目)	(28年目)
(百万円)	2029年度	2030年度	2031年度	2033年度	2038年度	2043年度	2048年度	2056年度
カジノ収益								
非カジノ収益								
合計								
カジノ比率								

●マリーナベイサンズ(2010年4月に部分開業、2011年2月に全面開業)

(億円)	1年目 (2010年)	2年目 (2011年)	3年目 (2012年)	4年目 (2013年)	5年目 (2014年)	6年目 (2015年)	7年目 (2016年)	8年目 (2017年)	9年目 (2018年)	10年目 (2019年)
カジノ	943	1,912	1,836	2,331	2,751	2,825	2,377	2,854	2,427	2,385
非カジノ	179	450	496	597	683	777	697	716	993	1,028
合計	1,122	2,362	2,332	2,928	3,434	3,603	3,074	3,570	3,420	3,413
カジノ比率	84%	81%	79%	80%	80%	78%	77%	80%	71%	70%

評価基準22

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク								
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策 (50点)	防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。	①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細	あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点	■ 防災・減災対策等 ・方針について、以下①～④で例示する観点など、防災・減災等の取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①防災・減災対策</th><th>②サイバーセキュリティの確保</th><th>③テロ対策</th><th>④保険</th></tr><tr><td> ・想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 ・災害対応の拠点となる機能がある。 ・非常時に活動するための資機材等が備わっている。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 </td><td> ・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 </td><td> ・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 </td><td> ・予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td></tr></table>	①防災・減災対策	②サイバーセキュリティの確保	③テロ対策	④保険	・想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 ・災害対応の拠点となる機能がある。 ・非常時に活動するための資機材等が備わっている。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。
①防災・減災対策	②サイバーセキュリティの確保	③テロ対策	④保険									
・想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 ・災害対応の拠点となる機能がある。 ・非常時に活動するための資機材等が備わっている。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。									

97

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策 (50点)	防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。	①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細	あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点	■ 感染症対策 - 方針について、以下①、②で例示する観点など、感染症対策のための取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①感染症対策</th><th>②保険</th></tr><tr><td> - IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 - 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 - 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 - 関係機関との役割分担が十分検討されている。 </td><td> - 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td></tr></table>	①感染症対策	②保険	- IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 - 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 - 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 - 関係機関との役割分担が十分検討されている。	予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。
①感染症対策	②保険							
- IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 - 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 - 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 - 関係機関との役割分担が十分検討されている。	予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。							

99

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

＜認識整理＞ 防災・減災対策

- ・ 夢洲は、主に洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地であるところ、建物重量と同等の土量を取り除く排土バランス工法による沈下量の低減、支持層（洪積砂層）への杭基礎による建物不同沈下の低減という対策が想定されておりある程度評価できるものの、引き続き、施工段階に向けた詳細の検討を求める。なお、建物と地表面での沈下差の発生が確実視され、それに伴う段差への対応策（スロープ等の設置）については、事前に行うのか都度の発生後に行うのか措置が確定しておらず、その検討結果によっては、建設／改修コスト（時期により負担者も異なり得る）や工期等への影響が懸念される。
- ・ 想定される最大津波・高潮では、臨港緑地への浸水が想定されるため、設備機械室、電源の設置や来訪者の立ち入りが厳に生じないよう、今後も詳細計画や運営において徹底していく必要がある。将来の地盤沈下量を見込んだ場合でもIR区域は十分な高さを有することが一応検証されているが、前提となる、主に洪積層の地盤沈下量予測に関しては、沈下の実測データ等が限られる中で、沈下量予測の閾値に余裕があるかは不明瞭で、厚みに欠ける予測でもあるとの意見もあったことから、今後、開業以前・以降ともに、これまで以上の沈下量の計測などのモニタリングに努め、想定以上の沈下が進行した場合など、「想定外」の事態が起きた場合への対応もリスク管理意識をもって十分検討しておくことが求められる。この点は、地盤沈下自体への対策姿勢としても同様であり、こういった「想定外」を始めとした幅広いリスク管理意識の高さが見受けられたかについては高評価はし難い。
- ・ 巨大地震時には局所的であれ液状化の発生が確実視され、これに対し、主として建物直下・周囲をセメント系固化により地盤改良し対策することが検討されている点はある程度評価できるが、その実施範囲の詳細は確定しておらず、前記の対策範囲の外となった場所（広場・駐車場等）で、局所的に液状化・噴砂が発生した場合、速やかな復旧方策を検討しておくこととされているものの、噴砂によっては部分閉鎖という影響が生じることも懸念され、そのような事態発生が最大限回避されるよう、今後の対応方針の具体化、対策範囲の確定に当たっては熟考が求められる。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 災害発生時の対応に関し、IR事業者による緊急対策本部の設置、事象に応じ大阪府・市、輸送機関等の関係者も参加する合同対策本部の設置等が検討されている。引き続き、関係者間において、各事象に応じた役割・リスク分担等を十分具体化させていくことが必要である。
- 災害発生時の避難について、島内避難を基本とし、避難施設の耐震性、自立電源、備蓄の確保が計画されている点は評価できるが、**備蓄**の確保期間が十分かについては検討の余地がある。夢洲外へ避難が必要となる場合のルート(夢洲大橋・夢咲トンネル)は耐震対策がとられるものの、災害発生時にどちらも使用できなくなる想定がなされておらず、今後、想定外の事象が起きた場合の対応について幅広く厚みのある検討を求める。
- 夢洲内に新たに消防拠点が設置される予定であることは評価できる。年間約2,000万人(約5万人/日)が訪れる施設であることを踏まえ、IR施設内での医療体制の確保、救急搬送を含めた周辺医療機関との連携、その両者の分担の線引きなど、来訪者規模を踏まえた相応規模の具体的な検討が求められる。

<認識整理>サイバーセキュリティ・テロ・保険・感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組

- サイバーセキュリティの確保、テロ対策、損害に備えた保険の付保について、一般相応には計画されていることがうかがえる。なお、テロ対策に関して、施設内の具体的なゲート動線に関する内容に関しては今後の検討となっている。
- 感染症対策について、モバイルチェックインや非接触型決済などのICTテクノロジーの活用や、従業員への継続的なトレーニングの実施、来訪者への情報発信等が相応に計画されていることがうかがえる。

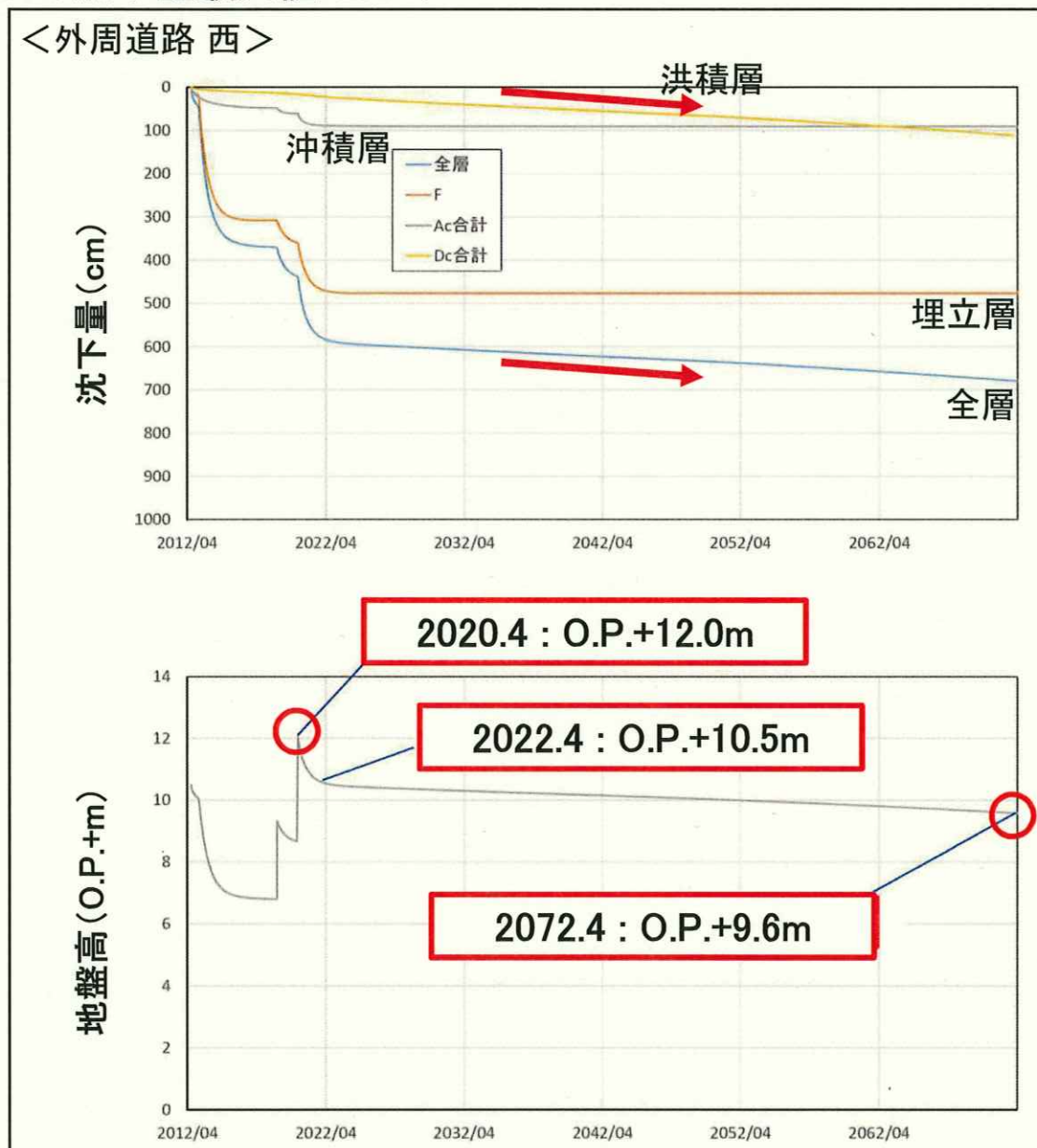
評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- IR区域内での来訪者同士の接触が多く発生することが見込まれるという特性に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症も十分念頭に置き、事前の予防策を徹底するとともに、集団感染の発生時においては迅速かつ適切な対応がなされるよう、具体的な医療・防疫体制の検討など保健衛生の確保に取り組むことが求められる。
- 土壌汚染について、府市・事業者では、開業後の健康被害の防止の観点から、関係法令にのっとり舗装や盛り土による対策が想定されている。一方で、大阪市により、土壌汚染対策法に基づく試料採取等の省略により搬入土の汚染状態の判定がなされているところ、仮に新たな汚染物質の存在が判明した場合は関係法令にのっとり適切かつ迅速に対処されるようあらかじめ対応策を幅広く検討しておくことを真に求める。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・ 夢洲は、主に洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地であるところ、...

＜夢洲3区 2020.4～2072.4の沈下量最大値:2.4m＞

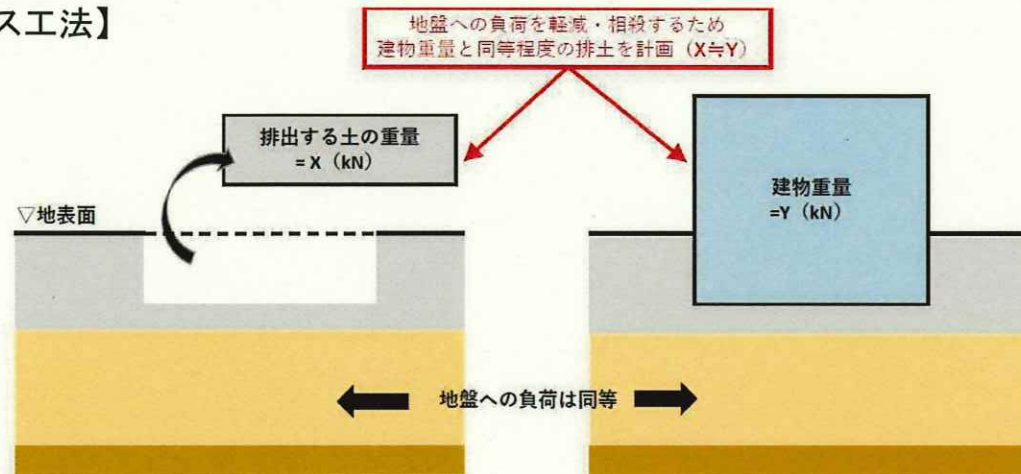


申請者作成資料より
事務局作成

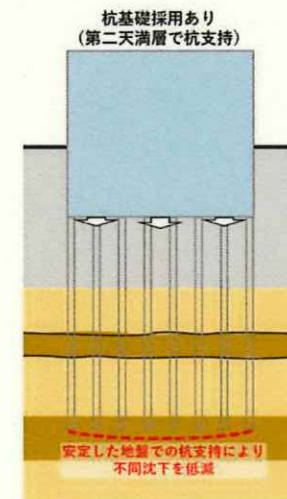
評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・・・建物重量と同等の土量を取り除く排土バランス工法による沈下量の低減、支持層（洪積砂層）への杭基礎による建物不同沈下の低減という対策が想定されておりある程度評価できるものの、引き続き、施工段階に向けた詳細の検討を求める。

【排土バランス工法】



【杭基礎】



<オブザーバー発言(第21回審査委員会)>

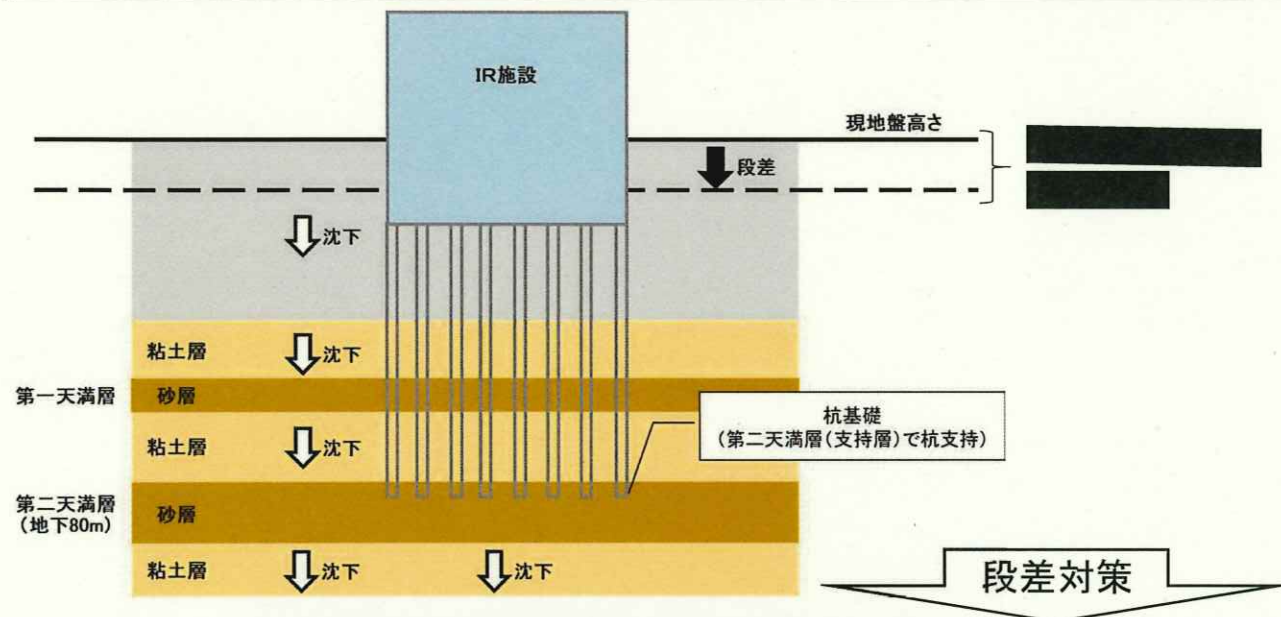
- 軟弱地盤の沈下があまりにも大きいケースでは、杭、そのネガティブフリクションの問題を解消するために、摩擦杭という形で支持層に到達しない杭を使うというのはよくある話。ただ今回は沈下量が決して多くはないすでに圧密沈下がある程度起こっている地盤。そこからのスタートになるので、この場合、第二天満層がそれなりの厚さがあるということであれば、ここを支持層として設けるということについては、大いにあり得る発想であると思う。
- これがなぜそう言えるかというと、建物がすでにバランス工法ということで、浮力分を想定した加重を考えている。建物の重さというのはあまり地盤に伝わっていないということ。そういう状況にあるので、杭に過大な加重がかかるということもなければ、ネガティブフリクションによって生じる大規模な地盤の沈下もないため、杭に対して過大な力がかかることはないだろうと。
- ヒアリングなどでも聞いたが、XXXXXXXXXXと聞いており、極端な杭が支持層に対して打ち抜けてしまうようなことはないだろうと思う。
- ただ、たとえばバランス工法ということを言ってる訳だが、建物の下の地盤に、建物からの加重が伝わっていなければいけないが、これが離れてしまって、たとえば建物と粘土地盤に剥離が生じて、全部、杭が支えるとなると話は変わってくるので、このあたりについてはしっかりモニタリングしながらやる必要がある。

(誤)加重⇒(正)荷重

(誤)極端な杭が⇒(正)極端な状態として杭が

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- なお、建物と地表面での沈下差の発生が確実視され、それに伴う段差への対応策（スロープ等の設置）については、事前に行うのか都度の発生後に行うのか措置が確定しておらず、その検討結果によっては、建設／改修コスト（時期により負担者も異なり得る）や工期等への影響が懸念される。

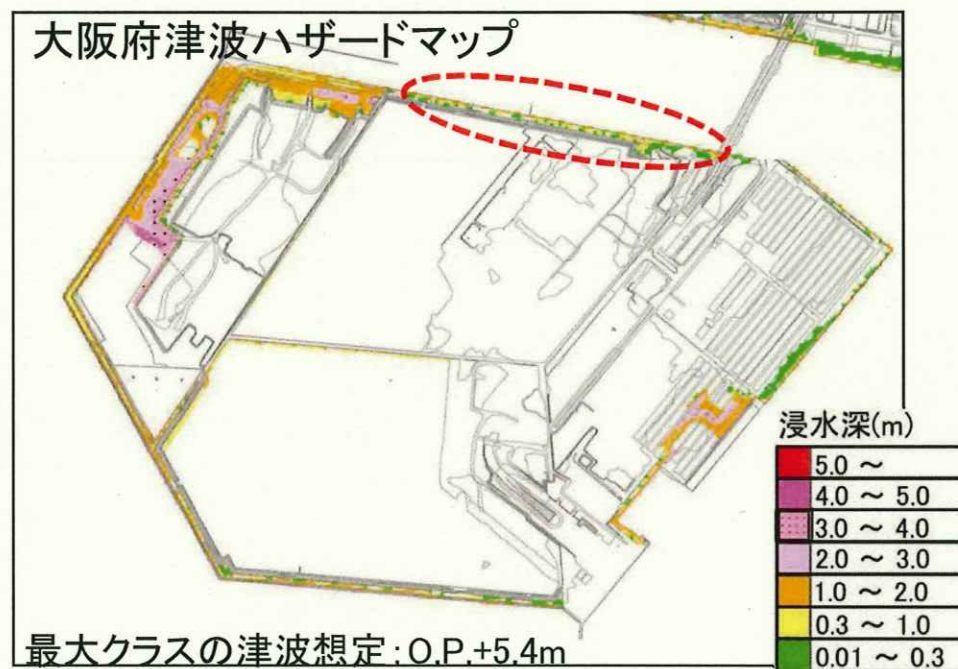
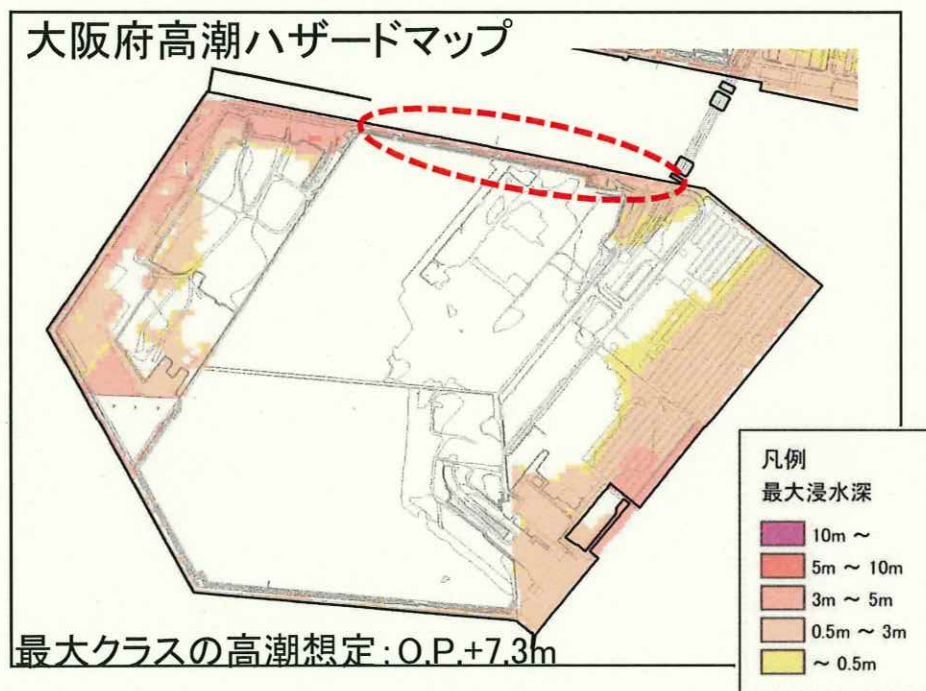


○杭基礎を支持層に打設した場合、建物は地表面から支持層までの地盤沈下の影響をほとんど受けないが、地表面から支持層までの地盤の沈下量の分だけ、建物と地表面の間に段差が生じる。

○沈下量差が生じた際の歩行者の移動等に配慮し、階段やスロープを適宜配置。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 想定される最大津波・高潮では、臨港緑地への浸水が想定されるため、設備機械室、電源の設置や来訪者の立ち入りが厳に生じないよう、今後も詳細計画や運営において徹底していく必要がある。



<オブザーバー発言(第21回審査委員会)>

- 津波、高潮に関しては、地盤の高さが高いということもあって、安全である。今の地盤高及びこれからの地盤沈下予測、これが正しいとすれば、そういった状況においては中心地は浸水することがないというところ。
- しかしながら、その中心地の周り、いわゆる臨海部は、低いところがあって、そこは浸水してしまう。避難必要となるようなクリティカルな施設があるかないかということも併せて確認したところ、そういったものはないということであったので、おおむね了承できる。

(誤)避難必要となるようなクリティカルな施設があるかないかということも併せて確認したところ、そういったものはない
⇒(正)避難の必要性やクリティカルな施設があるかないかということも併せて確認したところ、そういった施設はない

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 将来の地盤沈下量を見込んだ場合でもIR区域は十分な高さを有することが一応検証されているが、前提となる、主に洪積層の地盤沈下量予測に関しては、沈下の実測データ等が限られる中で、沈下量予測の閾値に余裕があるかは不明瞭で、厚みに欠ける予測でもあるとの意見もあったことから、今後、これまで以上の沈下量の計測に努め、想定以上の沈下が進行した場合など、「想定外」の事態が起きた場合への対応もリスク管理意識をもって十分検討しておくことが求められる。この点は、地盤沈下自体への対策姿勢としても同様であり、こういった「想定外」を始めとした幅広いリスク管理意識の高さが見受けられたかについては高評価はし難い。

＜1/25申請者回答資料 抜粋＞

- 長期的な沈下について、50年後の地表面の沈下を1.6～2.4m見込んでもO.P.+9.6～10.4mであり、最大規模の高潮想定O.P.+7.3mに対し、2m以上の余裕がある。
※ 最大クラスの津波想定はO.P.+5.4m

＜オブザーバー発言（第21回審査委員会）＞

- （地盤沈下予測について）概ね予測はしっかりできているという印象を持っている。ヒアリングでも議論になったが、現在や将来の応力レベル、どのくらいの力で地盤に力がかかっているか、その余裕があるのかないのか、そういったところの判断がいまいちはっきりしていない。その予測精度を上げる努力というのも必要。

＜オブザーバー発言（第17回審査委員会）＞

- 事業者側からの説明は[REDACTED]というような説明だった。想定外の発想を持ってほしいという受け止めである。

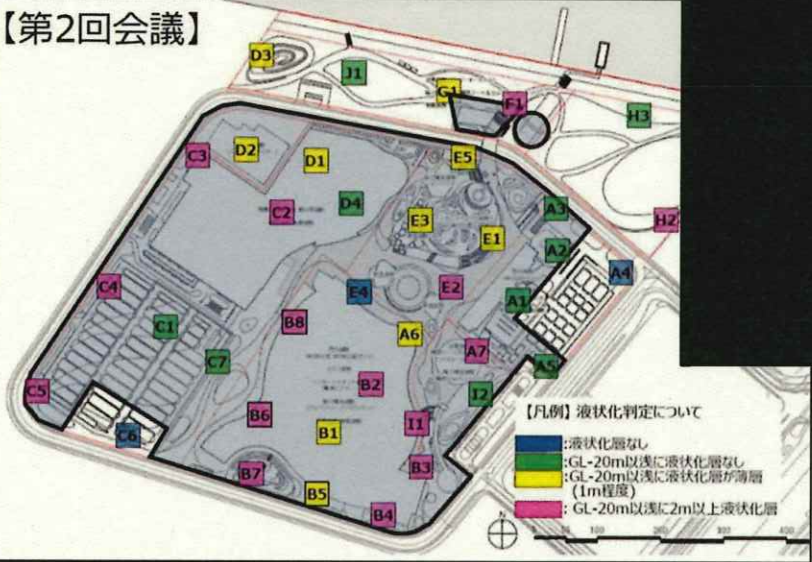
＜オブザーバー発言（第21回審査委員会）＞

- あらゆるシナリオを考え、脆弱性をあぶり出し、それに対して解決策を考えておく。そういったところまでできていると、もっといい印象。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 巨大地震時には局所的であれ液状化の発生が確実視され、これに対し、主として建物直下・周囲をセメント系固化により地盤改良し対策することが検討されている点はある程度評価できるが、その実施範囲の詳細は確定しておらず、前記の対策範囲の外となった場所(広場・駐車場等)で、局所的に液状化・噴砂が発生した場合、速やかな復旧方策を検討しておくといわれているものの、噴砂によっては部分閉鎖という影響が生じることも懸念され、そのような事態発生が最大限回避されるよう、対応方針の今後の具体化、対策範囲の確定に当たっては熟考が求められる。

【第2回会議】



対策工法	サンドコンパクションパイル工法
対策範囲	液状化が発生する恐れのある範囲(上図の色塗り箇所)

対策工法
対策範囲
の変更

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・災害発生時の避難について、島内避難を基本とし、避難施設の耐震性、自立電源、備蓄の確保が計画されている点は評価できるが、**備蓄**の確保期間の当否については検討の余地がある。夢洲外へ避難が必要となる場合のルート(夢洲大橋・夢咲トンネル)は耐震対策がとられるものの、災害発生時にどちらも使用できなくなる想定がなされておらず、今後、想定外の事象が起きた場合の対応について幅広く厚みのある検討を求める。

<区域整備計画 抜粋(P.148)>

②整備・運営における防災・減災対策等

1. 自然災害 (1)ハード面で実施予定の対策 b IR事業者の取組み

- ・夢洲においては、津波高以上の地盤高の確保等、想定される災害への各種災害対策が施されている。そうした対策を踏まえて、ハード面における対策を想定。夢洲が南海トラフ地震等の大地震の影響が想定される地域であることを踏まえ、BCP(事業継続計画)における**重要施設と位置づける施設には、高い耐震性能を確保する。**
- ・想定外の津波や高潮に備えた建築設計とし、主要施設の床レベルについて、想定される津波を上回る高さに設定する。また、**防災上重要な施設は浸水リスクのより少ないIR区域南側に配置し、電気室等の重要な設備機械室は原則地上階に設置する。**さらに、十分な排水容量の確保及び雨水貯留槽の設置等を行い、浸水リスクを軽減する。

<1/11ヒアリング回答 抜粋>

- 夢舞大橋及び夢咲トンネルはそれぞれレベル2地震動に対する耐震性を確保している。したがって、災害時に想定外の事象によりいずれかが通行に支障を生じたとしても、もう一方を通行することにより 緊急災害活動が可能な状態となっている。
- なお、防災・減災対策において、「想定外」に備えることは、一般的には避難対策等のソフト対策で対応することになるものであり、夢洲において、自然災害に対しては基本的に島内避難と考えている。したがって、夢舞大橋や夢咲トンネルが自然災害時に万が一通行に支障を生じても直ちに避難行動に対しては影響が出るものではない。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 土壌汚染について、府市・事業者では、開業後の健康被害の防止の観点から、関係法令にのっとり舗装や盛り土による対策が想定されている。一方で、大阪市により、土壌汚染対策法に基づく試料採取等の省略により搬入土の汚染状態の判定がなされているところ、仮に新たな汚染物質の存在が判明した場合は関係法令にのっとり適切かつ迅速に対処されるようあらかじめ対応策を幅広く検討しておくことを真に求める。

【調査地点】



【調査結果(夢洲3区)】

調査位置	基準超過項目	超過物質	基準値※1 (mg/L)	調査結果※2 (mg/L)	調査時期
③ 3区	土壌(浚渫土砂)	ひ素 ふっ素	0.01 0.8	0.033 1.2	R2
	発生土(浚渫土砂)	鉛	0.01	0.08	
	発生土(建設残土)	鉛	0.01	0.02	
	地下水	ふっ素	0.8	1.0	

※1：土壌・発生土は土壌汚染対策法の指定基準、地下水は水質汚濁に係る環境基準

※2：調査結果の数値は最大のを記載

○工事実施における対策

汚染土壌の拡散防止

- 工事施工場所への関係者以外の立入を禁止
- 適宜散水や指定区域出入口でのタイヤ洗い等の実施により、区域外への汚染の拡散を防止

汚染土壌の適正処理

- 発生した建設残土（汚染土壌）は、工事区域内で再利用するほか、夢洲1区（水面埋立処理施設）・夢洲2区（自然由来等土壌海面埋立施設）で受け入れ、土地造成工事に活用
- 万博期間中など、夢洲内で処分できない時期・量については、夢洲島外の汚染土壌処理施設（大阪沖埋立処分場・民間処理施設等）で処分

○土地利用時（一般の立ち入り可）における対策

人の健康に係る被害の防止

- 一般の人が立ち入る場所については、厚さ10cm以上のコンクリート若しくは厚さ3cm以上のアスファルト等による舗装や厚さ50cm以上の盛土等の措置を実施

申請者提出資料より事務局作成

評価基準1

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
1. IR区域 全体のコ ンセプト (30点)	IR区域全体のコンセプトが、明確であり、極めて高い国際競争力を有する優れたものであるとともに、他国の成功事例の模倣ではなく、独自性を有するものであることが求められる。	①IR施設の名称、所在地及びその概要 ②区域整備計画の意義及び目標 ③IR区域全体のコンセプトと策定根拠 ④IR事業の概要(開業の時期等の工程の概要を含む。)	なし	・方針について、我が国の観光に様々なイノベーションを生み出すような、国際競争力及び独自性について十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、周辺地域との調和の方針に留意するほか、IRの基本方針の関連記述を参考とする。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

＜認識整理＞ ※下線は特に御議論いただきたい箇所

- 水都として発展してきた歴史や大阪・関西の資源・ポテンシャルを活かし、あらゆるものを「結ぶ」結節点となるIRをめざすというIR区域全体のコンセプトと、すべての来訪者にあらゆる場面において、新鮮な驚きや感動を提供するというIRのビジョンについて、それぞれ「結びの水都」「WOW」などの端的な言葉でわかりやすく示されている。
- **他国のIRとの差別化に当たり、水都大阪として発展してきた歴史を背景に、夢洲の立地・眺望の活用による豊かな水辺空間の持つ魅力の体现や、日本の産業や文化資源に関連した観光情報を発信し送客する施設を整備するという点を計画では打ち出している。他方、既に海外のIRでも水辺感も特長としている競争力の高いIRが存在することや、自都市の持つ歴史を背景として謳う点は他事例においても一般的によく構想されるものであることを踏まえると、差別化の点で十分に「高い国際競争力・独自性を有するもの」として評価できるとまではいえない。**
- 日本型IRの意義を**相応に**捉えた上で、オールインワン型MICE施設の整備や、大阪が育んできた伝統・文化（アート）とワールドクラスのエンターテインメント等の特別な体験の提供、陸・海・空のシームレスな交通網の整備による大阪・関西、日本のゲートウェイの形成など、**掲げたコンセプトを意識した魅力あるIRづくりに取り組む際の考え方、姿勢**はうかがえる。
- 他方、コンセプトに関連**しうと思われる個別の取組部分**においては、**コンセプトとの関係を明らかにしている記述など、コンセプトがどのように個々の取組に具体化されているかの記載が十分には見受けられないものがある。**
- 大阪らしさは意識されているが、日本初のIRであることからすれば、日本らしさもコンセプトに盛り込まれていることが期待されるところであり、この点、十分な評価は難しい。大阪IRの競争力を生む基礎となる、日本に立地するという観点に着目して考えると自ずと、外国人がデスティネーションとしての日本に持っているイメージ（訴求できる日本の魅力）としては、例えば「安全・安心」や、優れた環境技術・環境配慮といったものも日本のIRの国際競争力を生み出す大事な訴求点となるように思われる。このような視点が今のコンセプトにはあまり見られないように見受けられるので、今後のコンセプトの磨き上げを期待する。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

- 水都として発展してきた歴史や大阪・関西の資源・ポテンシャルを活かし、あらゆるものを「結ぶ」結節点となるIRをめざすというIR区域全体のコンセプトと、すべての来訪者にあらゆる場面において、新鮮な驚きや感動を提供するというIRのビジョンについて、それぞれ「結びの水都」「WOW」などの端的な言葉でわかりやすく示されている。

<区域整備計画 抜粋 (p.62)>

⑤ IR区域全体のコンセプト

1. IR区域全体のコンセプト

(1)基本理念:「結び」

「人・モノ・投資、情報・才能」、「大阪・関西・日本の過去、現在と未来」、「大阪・関西と日本と世界」、あらゆるものを「結ぶ」結節点となるIRをめざす。

(2)IR区域全体のコンセプト:「結びの水都」

大阪・関西が古くから育んできた伝統・文化・精神を継承し、IRの施設計画及びコンテンツに反映し、大阪・関西の大きな人口・経済規模を始め、豊富な伝統、歴史、文化的な観光資源、陸・海・空の恵まれた交通網、アジア圏への近接性といった、大阪・関西の資源・ポテンシャルを活かし、伝統と革新、過去と未来、大阪と関西、日本、世界を結び、新たなエンターテインメントやイノベーションを生み出す、ここにしかないオンリーワンのIRを実現する。

大阪は水都として発展してきた歴史を持つ。夢洲のオーシャンフロントの立地・眺望を活かして、豊かな水辺空間の持つ魅力を体現する。

(3) IRのビジョン:“WOW” Next

すべての来訪者に、IRのあらゆる場面でのゲスト体験において、“WOW”体験(新鮮な驚きや感動)を提供することをビジョンとし、特徴的な建築やマスタープラン、世界トップクラスのエンターテインメント、最高級の宿泊施設、日本最大級のMICEコンプレックス及びそれらを貫く“おもてなし”を通じて“WOW”体験を実現する。

MGMがラスベガスを中心に展開する世界最先端の“WOW”と大阪・関西が誇る観光・産業・文化にわたる魅力・ポテンシャルが融合した新しい“WOW”を地域に届け、地域とともに創出する。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

- 他国のIRとの差別化に当たり、水都大阪として発展してきた歴史を背景に、夢洲の立地・眺望の活用による豊かな水辺空間の持つ魅力の体现や、日本の産業や文化資源に関連した観光情報を発信し送客する施設を整備するという点を計画では打ち出している。他方、既に海外のIRでも水辺感も特長としている競争力の高いIRが存在することや、自都市の持つ歴史を背景として謳う点は他事例においても一般的によく構想されるものであることを踏まえると、差別化の点で十分に「高い国際競争力・独自性を有するもの」として評価できるとまではいえない。

<区域整備計画 抜粋 (p.62～63)>

⑤ IR区域全体のコンセプト

1. IR区域全体のコンセプト

(2)IR区域全体のコンセプト:「結びの水都」

大阪は水都として発展してきた歴史を持つ。夢洲のオーシャンフロントの立地・眺望を活かして、豊かな水辺空間の持つ魅力を体现する。

2. 日本及び大阪IRの事業環境

(1)シンガポール及びラスベガスのIR事例との比較を踏まえた、大阪IRのコンセプト

シンガポールやラスベガスにおけるIRのコンセプトは、ほとんどの場合、IR施設内での体験を提供することにフォーカスしたものである。

その点、日本におけるIR導入の意義は、IRへの訪日外国人旅行者の誘致にとどまらず、日本の魅力を広く世界に発信し、広域の観光地に送客することによって、より豊かで多様な訪日体験を実現、ひいては滞在型観光を促進し、持続性のある観光立国の実現をめざすものである。それは、諸外国にはない観光・文化・産業等の豊富な資源とポテンシャルを有している日本であるからこそ、めざすことができるものである。さらに、大阪・関西は、日本においてもいち早く交易と交通を発展させるとともに、深く多様な観光魅力、産業や文化資源を培ってきたものであり、大阪IRは、大阪・関西の魅力を活かす開発コンセプトを設定している。

大阪・関西、そして日本観光のゲートウェイとなり、大阪・関西と日本、世界を結び、新たな観光魅力やイノベーションを生み出し、地元産業と連携したグローバルMICEイベントの展開、IRを核とした地域の持続的成長をめざすという大阪IRのコンセプトは、諸外国のIRとは一線を画した、大阪・関西でこそ実現できるものである。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

- 日本型IRの意義を**相応に**捉えた上で、オールインワン型MICE施設の整備や、大阪が育んできた伝統・文化（アート）とワールドクラスのエンターテイメント等の特別な体験の提供、陸・海・空のシームレスな交通網の整備による大阪・関西、日本のゲートウェイの形成など、**掲げたコンセプトを意識した**魅力あるIRづくりに取り組む**際の考え方、姿勢**はうかがえる。
- 他方、コンセプトに関連**しうと思われる**個別の取組部分においては、**コンセプトとの関係を明らかにしている記述など、コンセプトがどのように個々の取組に具体化されているかの記載が十分には見受けられないものがある。**

<区域整備計画 抜粋 (p.63～64)>

⑥ IR事業の概要

1. 事業概要

IR整備法に基づき、**日本最大級のオールインワン型のMICE施設**（国際会議場施設及び展示等施設）、大阪・関西・日本の魅力を強力に発信する魅力増進施設、バスターミナル及びフェリーターミナルを含む送客施設、総客室数約2,500室を有する宿泊施設等から成る統合型リゾートを大阪市の臨海部に位置する埋立地・夢洲において開発する。

2. コンセプト

(1)コンセプトの反映（ハード面）

a. **大阪・関西を世界とつなぐゲートウェイ**

夢洲へアクセスするための交通拠点をIR区域内にバランス良く配置し、世界中から多くの来訪者を円滑かつ安全に迎え入れるゲートウェイを実現する。

b. **ここにしかない最高のエンターテイメント**

大阪が育んできた伝統・文化（アート）とワールドクラスのエンターテイメント等の特別な体験を提供する劇場等の施設を設置する。

c. **未来を創出するイノベーション**

地域社会や地元産業との交流の場となるMICE施設に加え、文化・芸術を最新テクノロジーと融合させて発信する魅力増進施設等、イノベーションの創出・体験の場を整備する。

d. **大阪の発展を象徴する水**

大阪・関西の歴史と現在、未来を結ぶ象徴として「水」を随所に採用する。IR区域内において、水景のあるオープンスペースを配置することで、水景に沿ってにぎわいを実現するリゾート空間を整備する。

<区域整備計画 抜粋 (p.63～64)>

⑥ IR事業の概要

2. コンセプト

(2)コンセプトの反映(ソフト面)

a.交通の結節点:大阪・関西、日本のゲートウェイ

陸・海・空の交通事業者と連携し、関西3空港や主要交通拠点、広域の観光地と夢洲とのシームレスな交通網の強化を図る。

b. 伝統:にぎわいとエンターテインメント

MGMのグローバルなエンターテインメントコンテンツと大阪・関西が培った伝統文化やテクノロジーの融合によるエンターテインメントを、敷地内のあらゆる場所で提供する。

c. 産業:地域産業と連携したイノベーションの創出

大阪・関西万博のレガシーを継承し、大阪・関西の新たな技術の実証・実装や世界への発信に取り組み、IR区域外の既存施設と連携した新たなMICEイベントやコンテンツの創出等により、国際競争力のある地元産業の振興に貢献する。

d. 歴史・文化:真の大阪・関西の魅力

大阪・関西の食、伝統工芸、芸道や芸能等、大阪・関西が有する多様な魅力をIRの複数の施設において発信して周遊観光につなげることで、都市の観光魅力の向上を図る。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

- 「“国際競争力”の高い」とは、長期滞在による消費拡大の効果も含め、一人あたりの観光消費額の大きいMICE客やビジネス客、及び富裕層・プレミアムマス層などの質の高い来訪者を誘致できるということ、また国籍や訪問先、来訪時期が多様で、持続的な観光が実現できるということと考えます。
- この点、大阪IRは、世界水準の複合型MICE施設、利用者需要の高度化・多様化に対応する複数の高品質の宿泊施設、上質な飲食施設、世界的に知名度の高いものから大阪・関西・日本発の新たなコンテンツに至る多様なコンテンツを提供するエンターテインメント施設や魅力増進施設等を整備することにより、観光資源の幅と厚みを増し、観光に対して成熟したニーズを有する消費単価の高い来訪者の誘客を図ることとしています。
- 上述の大阪IRにおける施設やコンテンツ提供に加え、関西企業をはじめとした大阪・関西の多様な関係者と連携し、大阪・関西が有する文化、観光、産業等の資源を最大限に活用した新たな観光コンテンツの発掘や磨き上げ、陸・海・空のシームレスな交通網の整備など、IRと地域が一体となった新たな観光魅力の創出・発信、来訪者の高度な受入環境の実現等に取り組めます。それらによって、多様な来訪者を一年を通じて誘致し、滞在の長期化、周遊と消費を促進し、持続可能な観光を実現していくことが、大阪IR及び大阪・関西における、国際競争力のあるハイエンドな観光デスティネーション化につながるものと考えています。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

<大阪の良さを引き継ぐ>

- 大阪IRでは、水都として発展してきた大阪が育んだ伝統・文化・精神を継承し、「人・モノ・投資、情報・才能」、「大阪・関西・日本の過去、現在と未来」、「大阪・関西と日本と世界」を結ぶ結節点となる、大阪・関西だからこそ実現できるIRをめざします。
- 「結びの水都」を開発コンセプトとし、評価基準1.⑥2.コンセプトに記載のとおり、大阪・関西が有する伝統、文化、産業、交通といった資源やポテンシャルを活かした4つの観点から、開発コンセプトを大阪IRのハード・ソフト両面に反映させた計画とすることにより、大阪・関西の魅力やポテンシャルを活かした国際的に競争力のあるIRの開発の実現を図ることとしています。
- 大阪は、全国平均を上回る伸び率で旅行者数を増加させてきた観光、食、伝統芸能やものづくりといった多様な文化資源、ライフサイエンスや医療等の産業クラスター、うめきた・中之島に代表される拠点整備など、観光・文化・産業において多様な魅力や資源を有するとともに、国内外からの交通利便に恵まれており、これらを活かした施設計画、コンテンツ、サービスを提供することにより、大阪の良さを引き継ぎ、結節点となるIRを実現できると考えています。
- 具体的には、大阪・関西が強みを有する産業領域に関するMICEイベントの開催、ジャパン・フードパビリオンにおける大阪・関西の豊かな食文化の紹介や「食」に関わるツーリズム及び人材育成、魅力増進施設（関西ジャパンハウス）における工芸の発信などの取組みが挙げられます。

<日本各地にどのようにつながっていくか>

- 大阪IRは、大阪・関西の魅力を発信し、国内外からの旅行者を惹きつけることにとどまらず、旅行者を大阪・関西、広域へと送客し、周遊促進を図るとともに、新たな魅力、産業やイノベーションの創出に取り組むことを通じて、大阪IRに集まる人・モノ・投資、情報や才能を、大阪・関西、広域につなぎ、共有することをめざします。
- 陸・海・空の交通事業者と連携し、関西3空港や主要交通拠点、広域の観光地と夢洲を結ぶシームレスな交通網の強化を図るとともに、広域の自治体、DMO、観光事業者等と連携した観光商品組成や情報発信、MICE施設でのビジネス支援プログラムの誘致・開催及びビジネス交流機会の提供等に取り組むこととしています。これらによって、大阪IRは大阪・関西の観光魅力や資源・ポテンシャルを活かした国際競争力の高い滞在型観光の実現とともに、広範な波及効果を広域にもたらすことをめざし、大阪の良さを日本各地につないでいけるものと考えています。

2. 要求基準の取扱いについて

【大阪】資金調達の確実性について

		資金構成	資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料(概略)
資金調達総額 約1兆800億円	借入 約5,500億円	三菱UFJ銀行、三井住友銀行 その他シンジケーション参加金融機関 約5,500億円(100%)	①三菱UFJ銀行、三井住友銀行の連名による融資確約書 ・ ・ ・
	出資 約5,300億円	日本MGMリゾート 約2,120億円(40%)	②日本MGMリゾート及びオリックスによる保証差入書 ・各社ごとに約2,120億円の出資を確約する旨の記載 ・大阪府市と大阪IR(株)(中核株主(日本MGMリゾート及びオリックス))が締結した基本協定書において、区域整備計画の認定が得られた日から30日を経過した日において、大阪IR(株)が7つの条件が成就していないと判断する場合は、基本協定を解除することができる旨の規定がある
		オリックス 約2,120億円(40%)	
		少数株主全体 約1,060億円(20%)	④各少数株主による出資・コミットメントレター ・合計して約1,060億円の出資を確約 ・ ・

○訪日外客数(2022 年 12 月および年間推計値)(2023年1月18日日本政府観光局)(抜粋)

- 10月より日本政府が個人旅行の受入れや査証免除措置の再開等を実施したことを受け、12月の訪日外客数は1,370,000人と、前月934,500人から約1.5倍となった。東アジア地域においては韓国からの訪日外客数が前月から大幅に増加したこと、また、その他の地域においてもタイや米国等からの訪日外客数が回復基調にあることが今月の訪日外客数の押し上げ要因となった。なお、航空便においては増便の傾向が見られるが、新型コロナウイルス感染症拡大以前との比較では回復途上にある。

	訪日外客数 Visitor Arrivals		
	2019	2022	伸 率 Change %
1	2,689,339	17,766	-99.3
Jan.	(2,345,029)	(649)	(-100.0)
2	2,604,322	16,719	-99.4
Feb.	(2,341,479)	(999)	(-100.0)
3	2,760,136	66,121	-97.6
Mar.	(2,411,650)	(3,371)	(-99.9)
4	2,926,685	139,548	-95.2
Apr.	(2,640,569)	(6,166)	(-99.8)
5	2,773,091	147,046	-94.7
May	(2,455,865)	(7,308)	(-99.7)
6	2,880,041	120,430	-95.8
Jun.	(2,614,533)	(12,405)	(-99.5)
7	2,991,189	144,578	-95.2
Jul.	(2,713,329)	(30,315)	(-98.9)
8	2,520,134	169,902	-93.3
Aug.	(2,206,746)	(31,441)	(-98.6)
9	2,272,883	206,641	-90.9
Sep.	(1,913,105)	(42,108)	(-97.8)
10	2,496,568	498,646	-80.0
Oct.	(2,177,382)	(326,699)	(-85.0)
11	2,441,274	* 934,500	* -61.7
Nov.	(2,145,425)		
12	2,526,387	* 1,370,000	* -45.8
Dec.	(2,292,029)		
1~12	31,882,049	* 3,831,900	* -88.0
Jan.-Dec.	(28,257,141)		

(出典) 日本政府観光局 (JNTO) HP

○関西国際空港 国際線外国人旅客数(2022 年 12 月実績)(2023年1月25日関西エアポート)(抜粋)



関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港 2022 年 12 月利用状況

- 国際線旅客数については、特に外国人旅客数が 2019 年比で約 5 割と順調に回復しており、総旅客数に関しても 2019 年比で 4 割程度まで回復が進んでいます。

空港別利用状況

	KIX		ITAMI		KOBE	
[発着回数(回)]	10,607	(+53%)	11,876	(+8%)	3,058	(+0%)
国際線	6,242	(+84%)	-	-	-	-
国内線	4,365	(+24%)	11,876	(+8%)	3,058	(+0%)
[航空旅客数(人)]	1,352,147	(+219%)	1,201,214	(+24%)	279,040	(+23%)
国際線	791,896	(+2533%)	-	-	-	-
(うち日本人)	(125,944)	(+690%)	-	-	-	-
(うち外国人)	(663,438)	(+5097%)	-	-	-	-
国内線	560,251	(+42%)	1,201,214	(+24%)	279,040	(+23%)

○全世界及びアジア太平洋地域の航空需要(2022 年 12 月実測値)(2023年2月8日IATA)(抜粋)

The year ends on a strong note for the global industry

In December, industry-wide RPKs grew by 39.7% YoY and stood at 76.9% of December 2019 levels (**Chart 1**), a 2ppts increase from the month prior. Following the seasonal drop in demand of November, the month of December usually presents higher passenger traffic due to the year-end holidays. In seasonally adjusted terms, global RPKs grew by 3.1% from November and 5.0% from October 2022, signaling sustained momentum globally.

Air passenger market in detail - December 2022

	<i>World share¹</i>	December 2022 (% ch vs the same month in 2019)			
		RPK	ASK	PLF (%-pt) ²	PLF (level) ³
<u>TOTAL MARKET</u>	100.0%	-23.1%	-22.1%	-1.1%	81.1%
Africa	2.1%	-12.2%	-17.4%	4.6%	76.9%
<u>Asia Pacific</u>	22.4%	-43.5%	-40.2%	-4.4%	77.2%
Europe	30.4%	-13.5%	-14.0%	0.6%	83.6%
Latin America	6.4%	-10.5%	-6.2%	-3.8%	78.5%
Middle East	9.8%	-16.0%	-18.9%	2.7%	80.0%
North America	28.8%	-8.2%	-6.9%	-1.3%	84.2%

(出典)IATA「Air Passenger Market Analysis」を基に事務局成

○全世界及びアジア太平洋地域の国際観光旅客数(2022 年 第4四半期実績)(2023年1月17日UNWTO)(抜粋)

International Tourist Arrivals by (Sub)region

											Monthly/quarterly data series							
	(million)				Share (%)	Change (%)			Change (%)*									
								vs. 2019		2022 versus 2021 ²				2022 versus 2019				
	2019	2020	2021*	2022*	2022*	20/19	21/20*	22/21*	21/19*	22/19*	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
World	1465	409	455	917	100	-72.1	11.2	101.6	-69.0	-37.4	190	226	68	62	-59.0	-39.4	-28.4	-28.2
Advanced economies ¹	778	222	244	516	56.2	-71.5	9.9	111.7	-68.7	-33.7	322	338	65	54	-57.8	-35.2	-24.9	-25.3
Emerging economies ¹	688	187	211	401	43.8	-72.8	12.7	90.0	-69.3	-41.6	119	137	73	71	-60.1	-44.7	-33.1	-31.3
By UNWTO regions:																		
Europe	744.5	241.9	304.7	584.9	63.8	-67.5	26.0	92.0	-59.1	-21.4	287	293	49	39	-41.3	-22.7	-15.2	-14.5
Northern Europe	83.7	23.3	21.0	68.7	7.5	-72.1	-9.8	226.5	-74.9	-18.0	682	848	170	83	-47.6	-16.9	-8.8	-15.0
Western Europe	205.1	83.5	87.7	178.1	19.4	-59.3	5.1	102.9	-57.2	-13.2	402	455	46	44	-40.2	-13.0	-3.7	-7.0
Central/Eastern Eur.	151.7	46.7	57.2	90.1	9.8	-69.2	22.4	57.6	-62.3	-40.6	139	126	23	37	-49.6	-44.4	-39.3	-31.2
Southern/Medit. Eur.	303.9	88.3	138.7	248.0	27.0	-70.9	57.0	78.8	-54.4	-18.4	275	245	43	28	-35.0	-21.0	-14.4	-10.7
- of which EU-27	539.8	185.1	225.9	435.3	47.5	-65.7	22.0	92.7	-58.2	-19.4	342	327	47	36	-41.1	-20.3	-13.3	-12.7
Asia and the Pacific	359.6	59.2	24.8	84.4	9.2	-83.5	-58.2	241.0	-93.1	-76.5	55	212	352	301	-91.2	-81.6	-71.6	-61.6
North-East Asia	170.3	20.3	11.2	17.7	1.9	-88.1	-44.8	58.5	-93.4	-89.6	-3	6	51	193	-94.1	-92.6	-89.7	-81.3
South-East Asia	138.0	25.5	2.9	34.9	3.8	-81.5	-88.5	↑	-97.9	-74.7	106	870	↑	↑	-96.4	-81.8	-66.8	-53.8
Oceania	17.5	3.6	0.8	6.2	0.7	-79.2	-79.1	719.6	-95.7	-64.4	586	344	↑	↑	-89.6	-66.8	-55.2	-46.1
South Asia	33.8	9.8	9.9	25.5	2.8	-71.1	1.4	158.3	-70.7	-24.4	97	393	269	64	-56.9	-20.8	-2.2	-10.3

○JALグループ 2023年3月期 第3四半期連結業績(2023年2月2日)(抜粋)



JAPAN AIRLINES

JAL GROUP NEWS

2023年3月期 通期連結業績予想

(単位: 億円)	2021年度	2022年度			
	実績	前回 予想 ⁽⁴⁾	今回 予想	予想 増減額	前年差
売上収益	6,827	14,040	13,580	▲460	+6,752
フルサービスキャリア	5,282	11,280	10,940	▲340	+5,657
国際旅客収入	687	4,040	4,070	+30	+3,382
国内旅客収入	2,351	4,710	4,450	▲260	+2,099
貨物郵便収入	2,183	2,380	2,270	▲110	+86
その他収入	60	150	150	0	+89
LCC ⁽¹⁾	29	350	300	▲50	+270
マイル・ライフ・インフラ等 ⁽²⁾	1,515	2,410	2,340	▲70	+824
営業費用	9,402	13,560	13,400	▲160	+3,997
燃油費	1,454	3,220	3,220	0	+1,765
燃油費以外	7,947	10,340	10,180	▲160	+2,232
その他収支 ⁽³⁾	180	320	320	0	+139
EBIT	▲2,394	800	500	▲300	+2,894
純損益	▲1,775	450	250	▲200	+2,025

- (1) LCC=旅客収入・旅客運送に係る手数料など。売上収益は、連結子会社のZIPAIRおよびスプリング・ジャパン、EBITは、連結子会社2社に加えて、持分法適用会社であるジェットスター・ジャパンに関わるものを含む
 (2) マイル・ライフ・インフラ等=旅行・マイル提携・受託事業収入など
 (3) その他収支=航空機材売却益・その他の収入・持分法投資損益・投資収支
 (4) 前回予想は2022年11月1日公表値

旅客需要



- (1) 2019年度比。但し、1-3月はFY19Q3決算発表時に開示した業績予想値の前提となる需要予想値
 (2) (2)前回想定は2022年11月1日公表値 (3) FSC=Fuel Surcharge

○ JTB: 2023年の訪日外国人旅行者数は、2,110万人対2019年比66.2%)と推計

2023/01/26

株式会社JTB

国内旅行は対前年108.6%まで回復 海外旅行は289.7%、訪日外国人は550.6%まで回復

- 国内旅行者数は、2億6,600万人（対前年比108.6%、対2019年比91.2%）と推計
- 海外旅行者数は、840万人（対前年比289.7%、対2019年比40.4%）と推計
- 訪日外国人旅行者数は、2,110万人（対前年比550.6%、対2019年比66.2%）と推計

7. 訪日外国人客数

2023年の訪日外国人客数は、2,110万人(前年比550.6%、2019年比66.2%)と推計

2022年10月の日本への入国規制の緩和以降、出国に関する規制緩和が先行している韓国、タイ、シンガポールなどからの訪日客が増加し、急回復が期待できます。その一方で、コロナ禍前の2019年の訪日外国人のうち最も多い割合を占めていた中国は、2023年1月時点では本格的な回復の目途は立っていません。本予測では中国からの訪日需要は23年7月以降に回復が本格化し、他の訪日市場と概ね同じパターンで急回復すると想定して算出しています。今後の動向により大幅に変わる可能性があります（図表16）。

旅行先としての日本の人気はコロナ禍の間も根強く、2022年2月に株式会社日本政策投資銀行・公益財団法人日本交通公社が発表した調査によると、アジア居住者・欧米居住者共に「次に海外旅行に行きたい国・地域」は日本が1位となっています。さらに今年は、4項で述べたとおり、話題のホテルや商業施設の開業も控えています。また2021年に海外の著名な旅行情報誌「ロンリープラネット」のおすすめの旅行先の地域編に6位に選出された四国や、2022年11月に愛知県の愛・地球博公園跡に開業した「ジブリパーク」、2023年1月にニューヨーク・タイムズ紙の「2023年に行くべき52カ所」に選ばれた岩手県盛岡市は訪日旅行者にとっては新しい魅力的な場所として反響がありそうです（図表17）。

○ 日本総研: 訪日外客数は2023年末には年率換算で2,000万人を超える水準まで回復する見通し

Research Eye

No.2023-072
2023年1月10日



日本総研

The Japan Research Institute, Limited

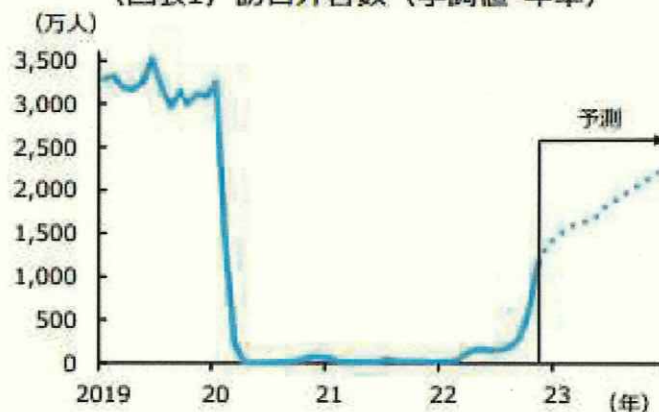
<http://www.jri.co.jp>

わが国のインバウンド需要に本格回復の兆し

— 2023年のGDPを0.4%押し上げ —

- (1) 新型コロナの水際対策が昨秋大きく緩和されたことを受けて、インバウンド需要に本格回復の兆し。長らくゼロ近傍が続いた訪日外客数は、2022年11月に93万人とコロナ前の4割程度の水準まで増加。世界の航空需要予測などを参考にすると、訪日外客数は2023年末には年率換算で2,000万人を超える水準まで回復する見通し(図表1)。

(図表1) 訪日外客数(季調値・年率)



(資料) 観光庁、IATA、ICAOを基に日本総研作成

(注) 予測は世界の航空旅客数などを参考に試算。中国人観光客は2023年6月以降、回復が開始すると仮定。

○ NRI: 訪日外客数は2024年2月に2019年水準を上回る

■ 2023年のインバウンド需要は3兆5,400億円、GDPを0.53%押し上げる

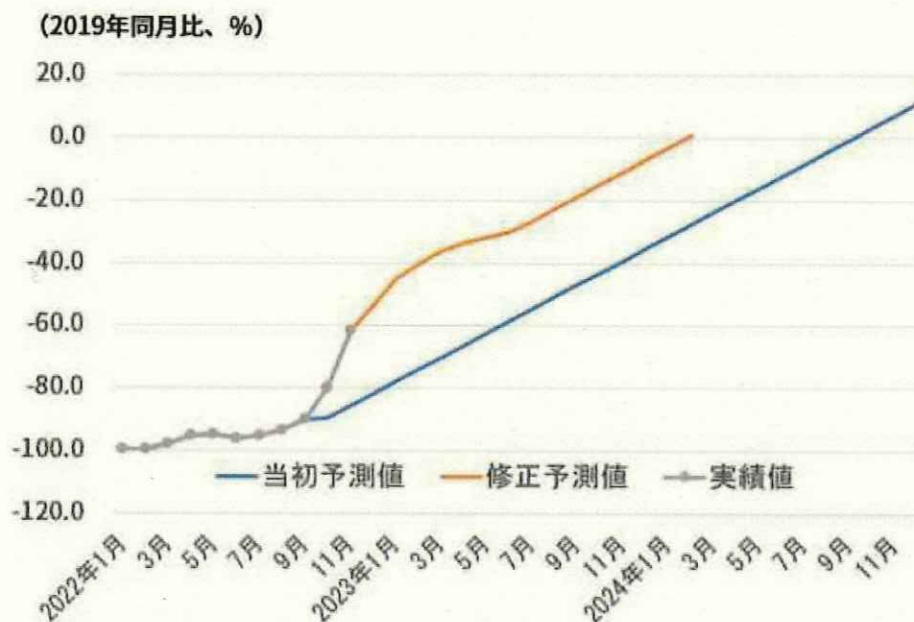
まず、ペントアップ・デマンドに支えられた足元の増加ペースは持続可能ではないだろう。そこで、この先については、増加幅が毎月4割程度ずつ低下していくと想定した。

他方で、入国者数に大きな影響を与える中国からの旅行者については、中国での感染対策が緩和されていく中、2023年7月以降は本格的に回復すると考え、それ以降の増加ペースは、水際対策緩和からちょうど2年で、入国者数は新型コロナウイルス問題前の2019年の水準を取り戻すとした前回の見通しでの想定増加ペースになると仮定した。

こうした前提で修正した新たな予測値によると、入国者数は2024年の2月に2019年の水準を上回ることになる。従来の2024年10月という見通しと比べて、その時期は8か月前倒しされる（図表）。

その結果、外国人観光客による消費、つまりインバウンド需要の見通しも修正される。新たな予測によれば、2023年のインバウンド需要は3兆5,400億円と、2022年の5,800億円から2兆9,600億円増加する。これは、2023年の名目及び実質GDPを0.53%押し上げる計算となる。来年の個人消費、そして景気には相応の追い風となるだろう。ちなみに政府は、インバウンド需要5兆円を目標に掲げているが、それが達成されるのは2025年となる見通しだ。

図表 水際対策緩和後の訪日外国人観光客数の見通し



（出所）日本政府観光局「訪日外客数」より野村総合研究所作成

○ 宿泊旅行統計調査(令和4年11月・第2次速報、令和4年12月・第1次速報)(令和5年1月31日観光庁)

○日本人延べ宿泊者数は、**11月**は、**4,227万人泊**、**2019年同月比+4.1%(前年同月比+15.5%)**であった。
また、**12月**は、**4,110万人泊**、**2019年同月比+8.3%(前年同月比+5.8%)**であった。

都道府県別日本人延べ宿泊者数(令和4年11月(第2次速報))と2019年同月比及び前年同月比

(単位:人泊)

施設所在地	延べ宿泊者数	2019年同月比	前年同月比
大阪府	2,925,950	13.1%	+33.6%

要求基準 確認結果(大阪府)

	要求基準	確認結果
1	1～5号施設に関する政令要件への適合	確認できた
2	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	確認できた
3	IR区域の一体的な管理	確認できた。
4	IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性	資金調達の確実性 (基本協定の解除)
5	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	確認できた。
6	地域における合意形成の手続	確認できた。
7	IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	確認できた。
8	IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除	確認できた。
9	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと	確認できた。
10	IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性	確認できた
11	一体的かつ継続的なIR事業の実施	確認できた。
12	設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携	該当なし
13	IR事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること	確認できた。
14	設置運営事業者によるIR施設の所有	確認できた。
15	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等	確認できた。
16	カジノ事業の収益の活用	確認できた。
17	認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途	確認できた。
18	IR区域の整備による経済的社会的効果	確認できた。
19	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置	確認できた。